平成24年第4回

遠軽町議会定例会会議録 (第2号)

平成24年9月21日(金)午前10時00分開議

◎本日の会議に付議した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第30 一般質問

◎出席議員(18名)

議	長	18番	前	田	篤	秀	君	1 7	7番	浅	水	輝	彦	君
		1番	石	田	通	行	君	2	2番	今	村	則	康	君
		3番	清	野	嘉	之	君	4	1番	林		照	雄	君
		5番	黒	坂	貴	行	君	6	番	松	田	良	_	君
		7番	岩	上	孝	義	君	8	3番	Щ	田	和	夫	君
		9番	岩	澤	武	征	君	1 0)番	杉	本	信	_	君
		11番	山	谷	敬	$\stackrel{-}{-}$	君	1 2	2番	高	橋	眞千	子	君
		13番	荒	井	範	明	君	1 4	1番	冏	部	君	枝	君
		15番	奥	田		稔	君	1 6	番	髙	橋	義	詔	君

◎欠席議員(0名)

◎列席者

 町
 長
 佐々木 修 一 君
 教 育 委 員 会 富 永 史 朗 君 委 員 長 富 永 史 朗 君

 代表監査委員
 秋 保 利 勝 君 農業委員会会長 石 丸 政 雄 君

◎説明員

高 橋 義 久 君 副町 長 広 井 澄 夫 君 総務部長 高嶋 民 生 部 長 村本秀敏君 経 済 部 長 朝雄君 経済部技監 松井雅弘君 総務課長 寒河江 陽 一 君 農政林務課参事 山 崎 由 也 君 企 画 課 長 加藤俊之君

財 政 課 長 太 田 守 君 保健福祉課長 松橋行雄君 住民生活課長 渡 辺 喜代則 君 農政林務課長 安藤清貴君 会計管理者 小野寺 健 君 生田原総合支所長 岡 村 宏 君 丸瀬布総合支所長 白滝総合支所長 工藤敏広君 池田博利君 教 育 長 河 原 英 男 君 教 育 部 長 橋 本 健 一 君 教育部次長 藤江敏博君 監查委員事務局長 舟 木 淳 次 君 農業委員会事務局長 安 江 陽一郎 君 選挙管理委員会事務局長 舟 木 淳 次 君

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長 伯 谷 正 明 君 庶務·議事担当主任 小 玉 美紀子 君 事 務 局 主 幹 河 本 伸 二 君 庶務·議事担当主任 梶 田 淳 一 君

◎開議宣告

○議長(前田篤秀君) おはようございます。

ただいまの出席議員は18人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

〇議長(前田篤秀君) 本日の会議録署名議員には、会議規則第118条の規定により、 松田議員、杉本議員を指名いたします。

◎日程第30 一般質問

〇議長(前田篤秀君) 日程第30 一般質問を行います。

一般質問は、再質問より質問者の質問時間を30分以内として、一問一答により行います。

通告の順により発言を許します。

通告1番、山田議員。

〇8番(山田和夫君) -登壇-

私のほうから、1点、生田原コミュニティセンター、ノースキングにかかわります問題 についてお尋ねをいたします。

一般質問の通告書にありますように、私が議長にこの一般質問通告書を提出いたしましたのは9月13日であります。12日に私どもに配られました、議案とともに出されました町長の行政報告及び提出案件の要旨説明の中には、このノースキングの問題については1行も触れられておりませんでした。したがって、今回質問いたします内容について通告をさせていただいたところでございます。

しかし、昨日の町長の行政報告及び提出案件要旨の説明の中で、追加が出されまして、コミュニティセンター、ノースキングのレストランの問題について、振興公社から直営でやりたいと。そして、町としては十分協議をしながら、利用者に不便をかけないような対応をしていきたいということで書かれておりますから、私の1回目の質問の答弁がこの中に網羅をされているような内容になっております。しかし、今さらこの質問を変更することもできませんことから、質問させていただきますことをまずお許しをいただきたい、このように思います。

ノースキング食堂出店業者の撤退と今後の対応方についてお尋ねをいたします。

8月の末に、食堂部門にテナントとして出店をしております業者から撤退の申し出が あったというふうにお聞きをいたしました。その後、生田原振興公社で、その後の運営に ついてどのようにするのかということの検討がなされていると、この時点でお聞きをいた しておりました。

生田原振興公社とこの出店業者との契約の内容を調べてみますと、出店撤退の申し入れから完全に撤退するまでの猶予期間が設けられておりまして、この期間は3カ月でございます。したがって、8月の末に撤退を申し入れたということは、11月末に撤退をし、12月から新たな業者でテナントとして入れるのか、あるいは直営で運営をするのかということになってまいります。

このノースキングが持ちますホテルという機能からいたしますと、このレストラン部門 の運営をきちんとしなければ、宿泊客を受け入れることは不可能になってまいりますか ら、これについてはきちんと決められるし、町としても振興公社が進むべき直営という部 分について理解をし、協力をしていくことになるのだろうというふうに思います。

しかし、現在、遠軽町と生田原振興公社と結んでおります指定管理の期間は明年の3月末までの期間でございます。振興公社が言っております直営という形で運営をした場合、今現在、この出店業者から振興公社に入ってまいります年間の予算は、計画書から見ますと、年間922万8,000円、月当たりにいたしますと76万9,000円が収入として入ってくることになっております。12月から3月までの4カ月間に換算をいたしますと、307万6,000円が公社のほうに業者から入ってくる予定になっております。直営でやりますと、この部分が指定管理の契約とどうかかわってくるのか不明であります。その辺の考え方もこれからお聞かせいただきたいというふうに思いまして、そういったことも含めて、指定管理の内容も一部変更になるのかなというふうなことも想定をされますので、今後の対応方について、町側の考え方をお尋ねしたいと思います。

〇議長(前田篤秀君) 佐々木町長。

〇町長(佐々木修一君) - 登壇-

山田議員の御質問にお答えいたします。

ノースキング食堂出店業者の撤退と今後の対応についてでありますが、行政報告で追加させていただき、申し上げましたように、9月14日に指定管理者であります株式会社生田原振興公社から、経緯の報告と今後の協力要請があったところであります。

これまでの経緯でありますが、8月30日に生田原振興公社に対し、テナントとしてレストランを出店している業者から撤退をしたい旨の申し出を受け、9月5日に開催された生田原振興公社臨時取締役会において、レストランはホテル経営上、切り離すことのできない部門であり、今後、短期間にテナントを見つけることは難しく、公社直営方式とするとの議決がなされたと報告がありました。

今後の生田原コミュニティセンター、ノースキングのレストラン運営につきましては、 町の施設でもありますので、厨房設備等につきましても公社と十分に協議をしながら、ホ テル利用者に御不安や御不便をおかけしないように対応してまいりたいと考えております ので、御理解を願いたいと思います。

以上でございます。

- 〇議長(前田篤秀君) 山田議員。
- **〇8番**(山田和夫君) まず1点、確認をさせていただきたいのですが、町としては、公 社から申し入れのあった直営でやるということについて了解をしたというふうに理解をし て質問を続けてよろしいのかどうか、確認をさせてください。
- 〇議長(前田篤秀君) 佐々木町長。
- ○町長(佐々木修一君) そのとおりでございます。
- 〇議長(前田篤秀君) 山田議員。
- **○8番**(山田和夫君) 直営でやるということになりますと、今、このレストラン部門で使っております食器類、あるいは備品類、こういったものは、たしか業者が持ち込んでいるはずでございます。つまりこの業者が撤退をするということになると、新しく直営でやる部分の食器類、備品類、こういったものは町がすべて用意をしなければならないということになりますが、そのように理解してよろしいですか。
- 〇議長(前田篤秀君) 岡村生田原総合支所長。
- **〇生田原総合支所長(岡村 宏君)** ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと 思います。

備品、それと食器類につきましては、御指摘のとおり、テナント業者が持ち込みをしているところでございます。また、厨房の設備の中にも、一部テナントが持ち込みをされているものがございます。

それで、町といたしましても、設備につきましては、購入後20年を経過しておりますので、専門の業者に点検を依頼し、修繕ができるもの、購入をするもの含めて区分をお願いしているところでございます。また、食器類については町で準備することといたしております。

以上です。

- 〇議長(前田篤秀君) 山田議員。
- **○8番**(山田和夫君) 今の説明の中で、設備の点検というふうにも話があったのですが、それは冷凍庫ですとか冷蔵庫だとか、そういったものも含めてのことでしょうか。それとも、厨房で使いますガスの機器だとか、そういったものなのでしょうか。
- 〇議長(前田篤秀君) 岡村生田原総合支所長。
- **〇生田原総合支所長(岡村 宏君)** 冷蔵庫、冷凍庫につきましても、設置後20年を経過しておりますので、一部ガスが抜けて、冷凍ができなくて冷蔵で使っているようなものもございますので、そういうものも含めて、ガスのコンロも含めて点検をさせていただきたいというふうに考えております。
- 〇議長(前田篤秀君) 山田議員。
- **○8番**(山田和夫君) そうしますと、これは点検終わってみなければわからないことなのかもしれませんが、それらにかかる経費というのは、当然、補正予算なりで出てこなければいけないということになりますよね。今の業者が11月末まで使うことになりますか

ら、その点検の時期はわかりませんが、12月から新しい方が要するに直営で運営をするということになると、12月議会で補正するということになりませんよね、当然、時間的に間に合いませんよね。そうしますと、今議会の最終日にでも追加で補正をするのか、あるいは10月、11月にでも臨時議会を開いて補正をするのか、それとも12月の議会に、専決処分をしておいて承認を求めるのか、その辺の考え方についてはどのようにお考えですか。

- 〇議長(前田篤秀君) 岡村生田原総合支所長。
- 〇生田原総合支所長(岡村 宏君) お答えをさせていただきます。

現在、まだテナント業者が営業中でございますので、中に入って機器を取り外して点検をするということは、今の段階ではちょっと不可能でございますので、点検については撤退する時期とあわせてやらざるを得ないのかなというふうに考えております。

それと、現在、公社のほうで料理人等の選定を行っておりまして、おおよそ頭になる料理人についてはめどが立ったというような状況でございます。それらの料理人の方の当然 御希望もございますので、それらの方の御希望を聞きながらということになりますと、まだ多少時間がかかるのかなというふうに思っております。

それで、公社のほうに早急な備品類、食器類の検討をお願いしているところでございますけれども、明らかになり次第、所管の常任委員会、議会と御協議をさせていただいて、 予算化に向けていきたいというふうに考えております。

以上です。(山田議員「補正の時期は。」と呼ぶ)

失礼しました。補正の時期につきましては、12月の頭に向けて入れるということになりますと、やはり10月半ばか下旬までには予算措置をしなければならないのかなというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(前田篤秀君) 広井副町長。
- **○副町長(広井澄夫君)** 予算措置の関係でございますけれども、時期的には、公社のほうとも話をしていかないとなりませんけれども、それなりの準備の期間、購入までの時間を要しますので、早い段階に予算措置をする必要があろうかと思います。

それで、どれほどの予算が必要かということはこれからでございますので、その辺については何とも言えないところですけれども、金額が少ないのであれば、これは不測の事態ということでの予備費の充用ということも一つには考えられることだと思います。ただ、金額が大きくなれば、そういったことにはならないと思いますので、これにつきましては改めて臨時議会を招集させていただくというようなことに今のところ考えているところでございます。その辺につきましては、また議会側のほうとも御相談をさせていただきながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

- 〇議長(前田篤秀君) 山田議員。
- **〇8番(山田和夫君)** そうしたら、基本的には臨時議会を招集してやると。専決処分は

しないということで理解していいですね。

食器類で言いますと、今、遠軽町が所有しますふぁーらいとがありますよね。あそこの 食堂が今、休止をしていますから、あそこで直営でやっていた部分での食器類だとか、あ るいは備品類だとか、そういったものもあろうかと思うのですが、そういったものの流用 というのでしょうか、利用というものについてどのようにお考えなのでしょうか。

- 〇議長(前田篤秀君) 岡村生田原総合支所長。
- **〇生田原総合支所長(岡村 宏君)** 町といたしましても、遠軽農林水産物直売食材供給施設ふぁーらいとが現在休止をしているということは認識をしているところでございますので、御指摘のありました活用方法も含めまして、早急に公社側もしくは担当原課のほうと協議をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

- 〇議長(前田篤秀君) 山田議員。
- ○8番(山田和夫君) ということは、町所有のそういった備品類、食器類含めて、活用できるものについては活用するということで理解していいのですね。それでも足りなければ、必要最小限のものを、入ってくる新しい料理、今のレストランは中華が中心ですから、中華だったらそのまま使えるのかもしれませんが、日本食だとか、あるいは洋食ということになると、食器類も当然変わってまいりますから、それは入ってくる責任者の都合というのでしょうか、要望などを受けながら用意するということで理解してよろしいのですか。
- ○議長(前田篤秀君) 岡村生田原総合支所長。
- **〇生田原総合支所長(岡村 宏君)** 御指摘のとおり、私どもとしても、できるだけお金をかけないで引き継ぎをしたいというふうに考えておりますので、利活用については、先ほど申し上げたとおり、公社、それと所管課と十分に協議をしながら進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

- 〇議長(前田篤秀君) 山田議員。
- **〇8番(山田和夫君)** 今までの答弁を聞いて、直営でやるとした場合、今、振興公社と 結んでおります指定管理、この契約内容について、明年の3月までありますから、この内 容について変更はないのでしょうか。
- ○議長(前田篤秀君) 岡村生田原総合支所長。
- **〇生田原総合支所長(岡村 宏君)** お答えをさせていただきます。

指定管理料変更につきましては、公社との基本協定書第28条第1項、「甲または乙は、指定期間中に賃金水準または物価水準の変動により指定管理料が不適当となったと認めた場合は、相手方に対し、通知をもって指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。」また、年度協定書第4条で、「遠軽町条例第142条第4項及び基本協定書第28条第1項の規定により、指定管理料が不適当となったと認めたときは、前条第1項に

掲げる指定管理料について、甲乙協議の上、変更するものとする。」という規定がござい ます

今回のテナント撤退によるレストラン経営直営につきましては、これらの条項に直接的 には該当しないものというふうに考えております。

なお、本年度は、現在の指定管理者の最終年度でございます。次期指定管理料の算出に 当たりましては、レストラン直営を考慮したものというふうに考えております。 以上です。

〇議長(前田篤秀君) 山田議員。

○8番(山田和夫君) つまり、今のままでいうと変更はないと、3月までは。4月以降、変更があるかもしれないけれども、とりあえず3月まではないということですね。

ホテルというのは、お聞きをいたしますと、12月から3月というのは閑散期だそうでございます。つまりお客さんの入りが悪くなる、宿泊客が減るという時期なのだそうでございます。この時期に直営でやるということになった場合、先ほども質問の中で言わせていただきましたが、1カ月当たり76万9,000円、実は今までもらっているのです。年間でいうと922万8,000円ですから、4カ月でいうと307万6,000円が振興公社としては確保されなければならない、人件費を除いて、ということになってまいります。つまり、聞きますと、この922万8,000円の算定基礎は何かというふうに聞いたら、ホテルで提供する朝食の代金相当額なのだそうです。つまり月76万9,000円相当額が朝食として提供している代金相当額だということなのだそうです。そして、レストランで働いている人の賃金だとか会社の利益というのは、昼食、夕食で出すのだという話なのだそうです。12月から3月までの閑散期で、そういった新しい料理人、何人呼ぶのかわかりませんが、確保をして、そしてスタッフなどもそろえて、当然、人件費かかりますから、そういったものも含めて、この契約で当初から見込んでおります1カ月当たり76万9,000円は確保できると、あるいは確保できなくても、そこは公社がかぶるというふうに理解してよろしいですか。

〇議長(前田篤秀君) 岡村生田原総合支所長。

〇生田原総合支所長(岡村 宏君) 昨日、ホテル側に行って内容を再度確認をしたところでございます。宿泊とセット料金で朝食をお頼みされる方については、ホテル側で料金を徴収して、それを月末にレストラン側に戻すというようなことで、大体今まではテナント料とつうつうぐらいの数字になっているということでございます。

先ほど御質問の中にありました、12月から3月についてはお客様の閑散期であるということがございますけれども、宿泊についてはそのような急激な落ち込みというのはその時期はございません。それで、朝食については、食べていただければ、その程度の収入は出るのかなというふうに考えております。

それと、先ほど申し上げたとおり、指定管理料、今のところ変更する予定がございません。その辺についても振興公社側に、今のところこういう条項で考えておりませんけれど

も、もし物価水準等の極端な変更があれば、また御協議に乗りますというようなお話をさせていただいているところでございます。

以上です。

- 〇議長(前田篤秀君) 山田議員。
- ○8番(山田和夫君) 生田原の町民の方々も、このレストランに実は注目をしております。なくなっては困るということもあります。あそこの食堂というのは、ここのレストランと、あともう1軒だけですから、生田原にあるのは。なくなったら困るのだという話もしております。そういった意味でいうと、直営で運営をしていただくということは、町民の方にとっても喜ばしいことなのだろうというふうに思いますが、しかし、振興公社の経営が行き詰まっても困るわけでありますから、その辺について、町長、いかがでしょうか。柔軟に対応するということについてはお考えはないのでしょうか。
- 〇議長(前田篤秀君) 佐々木町長。
- **○町長(佐々木修一君)** ノースキングが生田原地域において重要な位置を占めているというのは、私も議員同様、認識してございます。雇用の面、また、あの地域のシンボル的な面、それから観光の面も含めて、非常に大事な施設であるというふうに認識しております。そういった形で、今後ともノースキングが生田原地域において地域振興の役割をしっかり果たしていっていただきたいし、町としてもいろいろな面で協力できるところはしていきたいというふうに考えておりますのが一つ。

それともう一つは、公社でありますから、やはり今、残り3カ月分の話もございましたけれども、やはりここは経営努力をしっかりしていただくということでお願いをしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

- 〇議長(前田篤秀君) 山田議員。
- ○8番(山田和夫君) 先ほどの話にもありましたように、このレストランのところに ふぁーらいとで使っています備品類、あるいは食器類を持ち込む、これから協議をしたい ということですから、持ち込むということになりますと、ふぁーらいとの今後の行方が心配になります。今、検討されているのだというふうに思いますが、商工関係、あるいはその地域の方々と、ふぁーらいとの利活用について協議が進められているというふうに思いますが、もしもこのふぁーらいとが今までと同じように、こういったレストランというのでしょうか、食堂というのでしょうか、飲食店として経営をするときには、またそこに新たに食器を買う、あるいは備品類を補充するということになるのでしょうか。それとも、今の進行状況からいって、このふぁーらいとについては別な方向で施設利用を考えておられるのか、その辺の考え方をお伺いいたします。
- 〇議長(前田篤秀君) 広井副町長。
- **〇副町長(広井澄夫君)** ふぁーらいとの利活用につきまして、現段階で決定しているものではございません。ですから、今回のノースキングのこういった事態に対して、現在使

われていないという、そういったこともあって、緊急避難的に使わせてもらうというような、そういった考え方でおります。ですから、この後、結果としてまたふぁーらいとがレストランというような形になる場合は、また戻すのか、もしくはまた新たに必要なものを購入するのか、その辺についてはそういった対応が必要になってくるものと、このように思っています。

以上です。

- 〇議長(前田篤秀君) 山田議員。
- ○8番(山田和夫君) 先ほどの町長の答弁で、ノースキングの持ちます位置づけ、そういったものが答えとしていただきました。そういう位置づけがあるのだとすると、町としてもこのノースキングを繁栄させるという意味から、こういった食堂に新しい料理長が入ってきて、新しい運営をするということに対する宣伝だとか、そういったものを遠軽町が持ちますホームページ等々を活用して発信をする、あるいはノースキングはノースキングとして、あそこが持ちますホームページで発信をして、お客さんを呼び込むということについても、お互いにやれば相乗効果というのは高まるわけです。そういった部分について、町側の協力体制についてはどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたい。
- 〇議長(前田篤秀君) 岡村生田原総合支所長。
- **〇生田原総合支所長(岡村 宏君)** 町といたしましても、当然、町の所有であるホテルでございますので、PRについては十分意を尽くしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(前田篤秀君) 佐々木町長。
- ○町長(佐々木修一君) ノースキングにつきましては、今、ノースキングのみならず、合宿ですとか大会誘致等、非常に積極的にやっているつもりでございます。そういったことから、今年もいろいろな方が来られて、ノースキングにも回っていっていただいて、泊まったりもしていただいているところでございますので、そういったことは引き続き遠軽町の経済の活性化も含めて、常にやっぱり念頭に置いて施策を進めてまいりたいというふうに思っております。
- ○議長(前田篤秀君) 以上で、山田議員の質問を終わります。 通告2番、荒井議員。
- 〇13番(荒井範明君) -登壇-

私のほうから、2点にわたって質問をいたします。

1点目でございますけれども、公共施設維持・更新のための白書づくりについてでございます。

2007年6月に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律というのが制定されました。各地方自治体は、今までより以上に財政の健全化に積極的に取り組むようになりました。

《平成24年9月21日》

6月の定例会でも町長の答弁にありましたように、遠軽町は合併の効果もあり、近年の 財政数値についてはおおむね好転していますので、理事者を初めとした職員の皆様の努力 をここは素直に私は評価をいたします。

一部町民の中には、あのときの合併は失敗だったのだという向きもあるように聞いておりますけれども、決してそうではない。確実に効果は出ている。いいことなのですが、しかし、まだまだ厳しい財政運営を強いられております。

そんな中で、これからさらに行財政改革を進めなければなりません。そのための有効な方法の一つに、公共施設維持・更新のための白書づくりがございます。学校を初めとした教育施設や福祉施設等々、住民の生活に密着した公共施設の維持・更新は、今までもこれからも大きな課題です。

また、先ほどの同僚議員の話の中に出てきましたけれども、役目を終えた施設、そういったものもあります。しかし、それらも含めて、予算の関係で、解体撤去はなされておりません。例えば旧遠軽小学校校舎跡、それから旧温水プール跡、今出ていました役目が終わったかどうかは別として、地ビールレストランふぁーらいとの建物、そういったものもございます。それ以外のもろもろすべての施設について、更新時期、直す場合の投資額、そしてそれにかかわる人件費を含む経費を計算し、住民の利用度、必要度を考慮して、引き続きこれからも維持するかどうか、クラス分けをする必要があります。

日本は、人口動態変化の負の影響が世界一と言われております。遠軽町もその傾向を免れるものではございません。そのような状況の中で、今後、町内にあるすべての施設を維持することは極めて困難です。公共施設維持・更新のための白書を作成し、その内容を公開して、全町的な議論をすべきです。新たな理念に基づく施設建設云々は、その後の問題というふうに私は考えております。町長の見解をお願いいたします。

2番目です。森林・林業の再生に向けてでございます。

遠軽町の行政面積に占める森林面積は、国有林、民有林を合わせて88%を超えております。遠軽町が緑豊かなまちと言われるゆえんでもあります。低炭素社会づくりに向け、社会の構造も今、変わろうとしております。そのような中で、国土保全や循環型木材資源の供給源として、森林・林業の再生は極めて重要です。

林野庁では、森林・林業再生のための人材育成事業を企画し、平成21年12月25日に指針を公表し、平成22年度から制度の細かい検討に入り、同年、事業がスタートし、本年、遠軽町からも准フォレスター育成研修に職員を派遣しております。今現在も担当職員が2回目の研修に行っているはずです。この後、フォレスターの資格取得につながると考えられます。

持続させ得る森林・林業環境を考えるなら、管理から経営へと変わらなければなりませんが、行政事務を持つ職員が、研修後、林業現場でどのような指導が可能なのか、そういった研究課題がありますし、林業技術者や現場技能者の育成も必要となってきます。

国産材の需要を喚起する政策も必要となりますが、この問題は、世界貿易機関WTOが

関係してくるので、国の責務でしょうから、この場では議論しませんけれども、森林・林 業の再生に向けて、遠軽町として可能なこれからの取り組みについてお伺いをいたしま す。

以上です。よろしくお願いします。

- 〇議長(前田篤秀君) 佐々木町長。
- 〇町長(佐々木修一君) -登壇-

荒井議員の1番目の御質問にお答えしてまいりたいと思います。

公共施設維持・更新の白書でございますが、この白書は、町の公共施設のあり方や、効率的に管理運営するための基礎資料となるものであります。町には小中学校や福祉施設、体育施設などの公共施設がありますが、その多くは昭和40年代から50年代にかけての施設であり、施設の更新、改修等が必要となってきております。また、これらのいわゆる箱ものと同じく、道路や橋梁、下水道等も町の財産であり、維持管理が必要なことはもとより、耐用年数が来れば更新していかなければなりません。

施設を効率的に管理運営していくために、各施設の設置状況や老朽化、運営状況、維持管理費などを再調査し、更新時期や施設の存廃等を検討していかなければなりません。このため、これまでも行政改革の一環として、施設の統廃合や転用など、維持管理コストの削減に取り組むとともに、老朽化し、不要な施設につきましても、国からの経済対策交付金を活用し、解体撤去を行ってきたところであります。また、小中学校や公営住宅等の施設につきましては、改修、建てかえを行ってきており、今後も計画的に行ってまいります。

お尋ねの、公共施設維持・更新の白書ですが、第1次行政改革において、公共施設の見直し評価を実施しており、設置年度、維持管理経費、使用料の占める割合、今後の展望、改革期間内の取り組み等、調査をしたデータがありますので、これを活用し、各施設の設置状況や老朽化、運営状況、維持管理費などを再調査し、公共施設の状況を基礎資料として取りまとめた中で、更新時期、施設の存廃や管理運営について検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を願います。

次に、2番目の御質問、森林・林業の再生に向けてについてお答えをいたします。

遠軽町は森林面積が11万7,273へクタールでありまして、行政面積の88%を占めるという緑豊かなまちであります。このうち84%の9万8,733へクタールが国有林で、残りの1万8,540へクタールが民有林でございます。民有林の内訳といたしましては、3,489へクタールが町有林で、1万5,051へクタールが個人や会社等が所有しております私有林となっております。

森林・林業の再生についてでありますが、国では平成21年12月に森林・林業再生プランを公表し、その中で、我が国の社会構造をコンクリートから木へ転換し、低炭素社会の実現と、10年後の木材自給率50%以上を目指すとしております。また、計画的で適切な森林施業や林業経営を支える日本型フォレスター制度の創設など、人材の育成にも取

り組むとされております。

フォレスター制度につきましては、平成25年度からの認定を目指して、現在、国において検討が行われておりますが、それまでの当面の措置として、平成23年度から、国において准フォレスター制度研修が行われており、准フォレスターは、一定の研修等を受けた者が実務経験を重ね、将来のフォレスター候補となる人材であるとされております。この「准」というのは准教授とかの「准」でございます。この准フォレスター研修につきましては、平成23年度は国や都道府県職員を対象として実施され、平成24年度からは市町村職員も対象となりましたので、本町といたしましても、将来の森林・林業施策を担当する人材の育成という観点から、今年度、職員1名を受講させているところであります。

議員御質問の、森林・林業の再生に向けて、町としての可能なこれからの取り組みについてでありますが、森林の果たす役割は大きく分けて二つあります。一つは経済的機能でありまして、森林などの林産物を生産することにより経済的価値が発生するということであります。二つ目として、公益的機能でありまして、水源の涵養、土砂災害の防止、生物多様性の維持、保全、二酸化炭素の吸収などは、経済的価値でははかれない重要な役割を持っております。

そこで、本町における取り組みですが、私有林につきましては、これまでも森林組合等、関係機関とも連携しながら取り組んでおりますが、未来につなぐ森づくり推進事業を継続して実施するのを初め、町有林につきましても、取伐時期を迎えた人工林の計画的な伐採や植林等の事業を実施し、環境の保全に配慮した森林の整備を進めていく考えであります。また、木材につきましては、再生可能な資源であることから、循環型の資源として利用可能でありますので、木質バイオマスの検討や、林業生産活動の低コスト化に向けた高性能林業機械の導入促進等についても取り組んでまいる考えでありますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

〇議長(前田篤秀君) 荒井議員。

〇13番(荒井範明君) それでは再質問いたしますけれども、ちょっとメモし切れなかったので、重複して質問するかもしれませんが、その辺、お許しいただきたいと思います。

まず1点、白書づくりなのですが、今まではどちらかというと、そのときそのとき、単体が問題になったとき、個別の施設が問題になったときに、そのときにどう対応するかということはあったのですけれども、全体を見て、こうしようというのはちょっと欠けていたかなという気がいたします。

それで、たまたまきょう、傍聴席に遠軽町内の若い皆さんが傍聴に来ていますけれど も、こういった未来の世代の人たちにツケを残さないためにも、今、きちっと整理する、 道筋をつけるというのも必要だと思うのです。

それで、基本的な考えになる、その材料となる、もととなるのがこの白書づくりだとい

うふうに私は認識しているのですけれども、今までの行財政改革プランの中に出てくる施 設の数字的な分析などは余り表に出てこなかった。町民の皆さんに知らしめていなかった という気がします。

それで、今月の14日からまちづくり自治基本条例の見直しの会議が始まりましたけれども、遠軽町の自治基本条例の中には、町民と行政と議会、それぞれが三者、情報を共有してというふうにあります。であるならば、そういった施設の維持管理、これから将来的に持ち続けるのかどうかも含めて、広く町民に公開をして、全町的な議論をすべきだというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

- 〇議長(前田篤秀君) 加藤企画課長。
- **〇企画課長(加藤俊之君)** 御質問にお答えを申し上げたいと思います。

公共施設の維持管理につきましては、議員おっしゃるような形で、個別に対応してきたということもあると思います。

前回、先ほど町長もおっしゃいましたけれども、第1次行革におきまして、その当時で381の公共施設、道路とか橋梁は除いておりますけれども、その施設につきまして、うちのほうで、先ほど申し上げましたように、設置年度、運営費ですとか、それにかかる使用料、どれぐらいの割合を占めているのか、そこまで等々含めて調査してございます。そのデータ等ございますので、その内容につきまして、第1次の行革におきましても、行革の推進委員さんに御報告を申し上げながらやってきたわけですけれども、今回改めて第2次行政改革が進んでございますので、その中におきまして、再度、そういうようなものを含めて調査いたしまして、一覧表にした中で、どういう見せ方になるかちょっとわかりませんけれども、対応して、十分に担当ですとか地域の皆様と御協議しながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

〇議長(前田篤秀君) 荒井議員。

○13番(荒井範明君) 気持ちはわかるのですけれども、全町の施設を将来的にすべて 持ち続けるのかということは無理なのですよね。例えば例を挙げれば、住民センターとい うのが各所にありますけれども、住民センターか公民館か、名称は別にして、そういった 機能を持つものはあるのですけれども、昔はお葬式を中心に会場を使ってもらって、その 収入で運営できたのです。裕福な自治会は、よそのまちの温泉に行って役員会をやるぐら い裕福だったのですけれども、最近は民間のそういう施設ができて、住民センターとか公 民館の役割が縮小していますよね。お葬式を中心に、なくなりました。そうしたら、今度 は苦しいから町で補助してくれ、応援してくれということになるわけです。これからそう いう施設、すべて町で抱えるというのは無理なのです。ですから、どこかで整理していか なければだめなのです。それが、確かに整理しなければならないのですけれども、いざ、 あの施設、この施設と具体的に名前が上がると、必ず反対が出ます。総論は賛成なのです よ。しかし、各論反対なのです。そういった基礎的な資料になるのが、そういった分析し た数字です。そういう考えについてはどうでしょうか。

〇議長(前田篤秀君) 加藤企画課長。

○企画課長(加藤俊之君) 議員おっしゃるように、第1次行革で推進委員会とも協議いたしまして、この施設は廃止したいという形で年度別でつくりました。結果、昨年、委員会のほうに御報告させていただいたのですけれども、結果的には何点かの施設については存続をいたしますという形で1回整理をさせていただいております。その段階でも御説明申し上げたのですけれども、建物というか、先ほど言った公民館的な住民センター的な施設につきましても、今までは葬儀の関係も地域の方が十分に対応できたということでやってこられたのですけれども、地域の方もだんだん高齢になってきて、できなくなってきて、使用自体も少なくなってきて使用料も入らない。利用料につきましてもなかなか入っていかないという形になってきてございます。

これからの話になろうかと思いますけれども、先ほど議員おっしゃるように、現在、財政的には数値はいいような形で評価をいただいておりますけれども、当然、10年たってきますと、交付税の関係も合併算定外が始まってきます。そうなってきますと、さらにおっしゃるような行政改革を進めていかなければ、町としても難しい状況になっていくのかなというふうに考えておりますので、長期のような形で見据えた中で、十分に公共施設の部分につきましては維持管理を把握した中で進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

〇議長(前田篤秀君) 荒井議員。

○13番(荒井範明君) どの施設を残すかという議論になってきますと、例えば100 人の住民が年100回使うと延べ利用1万人なのです。1万人の住民が年1回使うと延べ 1万人の利用となるのですけれども、究極的には、同じような施設があった場合に、10 0人が100回使う施設がいいのか、1万人が1回使う施設を残すのかという選択にもな るわけです。そういったときに、基礎的な数字、きちんと積み重ねた数字で調べた、そう いう資料を公開して議論してもらうということはやぶさかでないと思うのですが、いかが ですか。

〇議長(前田篤秀君) 加藤企画課長。

○企画課長(加藤俊之君) 当然ながら施設にかかりますランニングコスト等につきましては、各担当課でも持っておりますし、うちのほうでも調査をしたいというふうに考えております。当然、施設を廃止するとなると、それなりの協議が必要になってくると思いますので、この施設につきましてはこれぐらいの維持管理経費がかかっておりまして、利用はこういうような形になっておりますというのは、数字を明らかにした中で十分対応していかなければならないと思います。それをもって、今後どうするのかという形を協議をしてまいりまして、最終的には廃止になるのか存続になるのか、その辺を十分対応していきたいというふうに考えてございます。そのために、先ほど申し上げたような形でデータが

ございますので、それにつけ加えるような形で資料等整理いたしまして、それをもとに対応を考えていきたいというふうに考えてございます。

- 〇議長(前田篤秀君) 荒井議員。
- ○13番(荒井範明君) 今、企画課のほうで、新しい理念に基づく施設建設云々ということをやっておりますけれども、施設というのは、建てた瞬間から劣化していくのです。それで、既存の施設、これを大幅に改修して、新しい機能を持たせて再オープンするということも念頭に置いていいのかなというふうに思いますけれども、こういった考えについてはいかがなのでしょうか。
- 〇議長(前田篤秀君) 加藤企画課長。
- **○企画課長(加藤俊之君)** 施設にもよるのかなというふうに思いますけれども、改修して維持する場合と、新築して今後維持していく場合、改修した場合につきましては、当然、耐用年数等含めて短くなってくるのかなと思いますけれども、その辺、いろいろ利用者等々比較した中で進めていかなければいけないのかなというふうには考えてございます。
- 〇議長(前田篤秀君) 荒井議員。
- **〇13番**(荒井範明君) 単体の質問なのですが、先ほど同僚議員がちょっと話に出ておりました、地ビールレストランふぁーらいとの建物、厨房機器や食器を含めて云々とありましたけれども、あそこをレストラン機能を全く取ってしまって、何かのホールになるといった考え方というのは可能性としてはどうですか。これを聞いてこの件は終わりにしますけれども。(発言する者あり)
- 〇議長(前田篤秀君) 安藤農政林務課長。
- **〇農政林務課長(安藤清貴君)** 農林水産の食材供給施設につきましては、ただいま利活 用について検討中でございますので、方向性については、今後出るということでございま すので、御理解を賜りたいと思います。
- 〇議長(前田篤秀君) 荒井議員。
- ○13番(荒井範明君) ちょっと質問がはみ出たかもしれませんけれども、私、気になるのは、6月の定例議会でも同僚議員が、旧遠軽小学校の校舎の跡について質問したときに、教育部局から総務のほうに管轄が変わったのですよね。それで、今すぐ結論どうこうでなくて、ゆったり構えているような答弁だったというふうに思うのですけれども、そういった公共の施設、全町にいろいろたくさんありますけれども、新しくつくるときは皆さん熱心なのですけれども、一応の役目は終わった、さあ、空きましたといったときに、ではどういうふうに利活用を考えるかというと、検討しますで終わってしまうのですよ、いつも。全くスピード感がないのですよね。では撤去してさら地にするのかといったら、それもしない、予算の関係がありますから。ああいうふうに、何かのときには、残存価格がありますからと始まるのですよね。再活用して初めて残存価格ですから。ただあるだけだったら残存価格云々の話は出てこないのですけれども、その辺、すべての施設につい

て、基本的にこうするというコンセプトがあって、初めてそれぞれの施設についてこうだ、ああだというふうになると思うのですけれども、総体的にどういうふうにとらえていいるのでしょうか。

〇議長(前田篤秀君) 佐々木町長。

○町長(佐々木修一君) 施設、今、例えば議員、遠軽小学校という例を挙げられましたけれども、私、答弁したかとは思うのですが、していなければ申しわけありません。私は逆に、今まで何かの役目を終えた施設を、次、何にするのだ、何にするのだ、すぐ決めてやって、それでよかったものもあるかもしれませんけれども、よくなかったものもあると思うのです。やはり先ほど来、担当も答弁しておりますけれども、それは施設の個々によって違うと思いますし、また、その施設の土地、そしてその時期によっても違うと思っておりますので、遠軽小学校については、そういった意味で今まだ検討をしていると。スピード感も大事かもしれませんけれども、今のところはまだいいのではないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

〇議長(前田篤秀君) 荒井議員。

○13番(荒井範明君) これについてはまた別の機会にやりたいと思いますので、2番目の質問に移りますけれども、森林・林業の再生ですけれども、森林法という法律があって、それを見ると、国有林以外は全部民有林なのですね。ただ、便宜上、遠軽町の場合は町有林と私有林に分けていますけれども、そういったことで、町有林、私有林、国有林という三つの分け方で質問を進めますが、先ほど町長は答弁の中で、コンクリートから木へというふうにおっしゃっていましたけれども、これについては、遠軽町はこれだけ森林が多いのですから、もしかしたら林野庁のそういう仕組みがうまくいけば、遠軽町の産業構造もがらっと変わるという可能性があるのですけれども、これについては町長は期待するような、そういう場面はあるでしょうか。それとも、遠軽町の出番は余りないのだというふうに認識しているでしょうか、どうでしょうかね。

〇議長(前田篤秀君) 安藤農政林務課長。

〇農政林務課長(安藤清貴君) 21年の12月に森林・林業再生プランを国が公表いたしました。森林・林業再生プランは、10年後をめどに、路網整備、林業施策集約化及び必要な人材を育成するということで、効率的、安定的な林業の経営の基盤づくりを進める、育成を進めるということでありまして、その中に、社会構造をコンクリート社会から木の社会へと転換するということも入ってございます。

社会構造をコンクリート社会から木へというのは、戦後、これまでの森林・林業の行政 というのは、どちらかといいますと育成というふうに主眼が置かれてまいりました。しか し、戦後、復興時、高度成長時期に全国で森林が伐採された後、植林しておりまして、 徐々に取伐木を迎えている資源が成熟しているということもありまして、今後、木材の利 用が大きくなるだろうということで、木材の利用を自給率50%というふうに掲げており ますので、今後、そういった面で広がりを見せるということで御理解を賜りたいと思います。

〇議長(前田篤秀君) 荒井議員。

○13番(荒井範明君) 木材の自給率、国産材の自給率50%なのですけれども、先ほど町長も答弁の中で触れていましたよね。1950年代というのは、国産材の自給率というのが90%台だったのです、日本の需要の。ところが、2010年、去年、おととしの数字ですけれども、国産材の自給率というのは27%です。これを何とか2020年には50%にしたいということなのですけれども、先ほど答弁に出ていましたけれども、遠軽町では木質バイオマスとか何とかとやっていますけれども、遠軽町がどんなに頑張っても、なかなかそうはならない。50%というのはあれなのですけれども、国や道と思いっきり連携しなければだめなのです。先ほど言ったように、遠軽町は森林面積が88%なのですけれども、遠軽町に対する面積のうち、森林のうちの国有林というのは84%ですね。それから、遠軽町に対する面積の中の国有林というのは74%なのです。そうすると、林野庁のこの事業が全国的にうまく進めば、遠軽町というのは非常に注目される土地になるのですけれども、そのときに、国と連携をして、これから遠軽町として職員がどこまでかかわれるか、町がどこまでかかわれるかなのですけれども、それについては具体的なこれからのスケジュールというのは、こういうふうにしたい、ああいうふうにしたいということでは何かありましょうか。

- 〇議長(前田篤秀君) 山崎農政林務課参事。
- **〇農政林務課参事(山崎由也君)** 国と連携してという関係なのでございますけれども、 白滝の関係なのですが、白滝の町有林と国有林とで、共同で森林の施業を進めるというよ うなことも進めております。

それと、ちょっと横道にそれますけれども、冬期間の除雪、シカや何かがありますので、冬期間の除雪や何かもあります。それについても、国有林サイドのほうで町と協議して、あけてほしいところについては協議して進めましょうというような、そういうような連携も今進んできております。

以上です。

- 〇議長(前田篤秀君) 荒井議員。
- **〇13番(荒井範明君)** 樹種も含めて、町有林の将来的な価値というのをどういうふう に考えていますか。
- 〇議長(前田篤秀君) 安藤農政林務課長。
- ○農政林務課長(安藤清貴君) 町有林につきましては、カラマツ、それからトドマツが多くあります。そこで、先ほども申し上げましたけれども、伐期の来ているものも、森林調査簿上ありますので、これらについて現場調査をいたしまして、伐採についても計画的に進めたいというふうに考えております。
- 〇議長(前田篤秀君) 荒井議員。

- **〇13番(荒井範明君)** 計画的に伐採するまではいいのですけれども、伐採した木材を どのように活用させようと思っていましょうか。
- 〇議長(前田篤秀君) 山崎農政林務課参事。
- ○農政林務課参事(山崎由也君) 今、取伐期を多く迎えるのは、遠軽町につきましてはカラマツが多いです。カラマツが終わりかけたころに、今度はトドマツが出てきます。カラマツにつきましては、今のところ流通が、管内、道内、国内、一円に動いていますので、なかなか地元から出た材は地元でというのがちょっと難しいかなとも思っています。トドマツにつきましては、地元の工場でもかなり使って生産していまして、それを公共施設や何かに結構使われていますので、トドマツについては順調に、うまくいけば動くのかなと思っています。カラマツについては、ちょっと動きが、全国一円で動きますものですから、遠軽だけというのはちょっと厳しいのかなと思っています。
- 〇議長(前田篤秀君) 荒井議員。
- **〇13番(荒井範明君)** 林野庁のホームページを見ますと、平成25年度の予算の概算 要求の中に、森林・林業再生基盤づくりの交付金を創設した、新しくつくったというふう に出ておりましたけれども、遠軽町としては、新年度予算策定に向けて、そういった交付 金に積極的にアプローチするとか、そういう考え方はありますか。いかがでしょうか。
- 〇議長(前田篤秀君) 安藤農政林務課長。
- **〇農政林務課長(安藤清貴君)** 新年度につきましては、まだ承知をしておりませんが、 内部で検討いたしまして、必要なものについては予算を提案していきたいなというふうに は考えてはおります。(荒井議員「終わります。」と呼ぶ)
- ○議長(前田篤秀君) 以上で、荒井議員の質問を終わります。
 - 11時20分まで、暫時休憩します。

午前11時04分 休憩

午前11時20分 再開

- 〇議長(前田篤秀君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 通告3番、高橋眞千子議員。
- 〇12番(高橋眞千子君) -登壇-

通告の順に従いまして、大きく2点についてお伺いいたします。

1点目でございます。不妊治療に対する助成についてでございます。

子供に恵まれず、保険適用外の不妊治療(体外授精や顕微受精に限る)を受けている夫婦の経済的負担を軽減するため、治療費の一部を助成する事業が平成16年10月より国の制度で始まりました。この事業は、国が2分の1、道が2分の1の負担で、事業主体は北海道です。

不妊治療は、1回の治療費が高額であり、子供を持つことをあきらめざるを得ない方も 少なくない状況です。治療が始まったときは、1回の治療につき10万円を助成しており

《平成24年9月21日》

ました。平成21年からは、1回の治療に対する助成額は15万円となりました。1回に40万円ほどかかる治療もあると聞いております。

また、この制度は、特定不妊治療に対する助成事業であり、人工授精や一般不妊治療に対する助成はありません。不妊治療は、経済的、精神的、肉体的負担が大変大きなものであると思われます。特定不妊治療に限らず、一般不妊治療に対しても遠軽町として国の制度の上乗せや対象の拡大等の考えはありませんか、お伺いいたします。

2点目は、老朽化した空き家等の対策についてでございます。

老朽化した空き家等が放置されている問題は、防災、防犯上や、景観の観点から、まちづくりにも大きな支障になっております。過疎化が進む地域では、若者は都市へ流出し、残った高齢者も子供のところへ転出したり、施設への入所や亡くなるなどで、所有者が不明になる空き家が多く見られるようになりました。ことしは多くの自治体で大雪による空き家や廃屋が倒壊するなど、付近の道路や周辺の家屋にまで被害が及んだことは記憶に新しいところでございます。まちなかの景観、周辺住民の安全性の確保などを考えると、早急に取り組まなければならないと考えます。廃屋、空き家対策はどのように考えていますか、お伺いいたします。

以上でございます。

- 〇議長(前田篤秀君) 佐々木町長。
- 〇町長(佐々木修一君) -登壇-

高橋眞千子議員の1番目の質問、不妊治療に対する助成についてお答えをいたします。 医療機関で行われている不妊治療は、一般的な不妊治療と、体外授精などを目的とした 特定不妊治療とに分けられますが、現在の制度では、一般不妊治療は医療保険の対象とな り、特定不妊治療は国の補助制度を受けて北海道が実施する特定不妊治療費助成事業によ り対応しております。

北海道の事業は、不妊治療を受けている方の経済的負担の軽減を図ることを目的として、体外授精及び顕微授精の治療以外では妊娠が見込まれない方が、知事の指定した医療機関で治療した場合に対象となり、助成の額及び期間は、所得制限などの規制はありますが、1回の治療につき15万円まで、1年度目は年に3回、2年度目以降は年2回、通算10回を超えない範囲で、通算して5年間助成されます。平成23年度、紋別保健所管内では23名の方が助成対象となり、平均の支給決定額は13万8,207円であります。そのうち、遠軽町民の対象者は11名であります。

町として、国の制度の上乗せや対象の拡大等の考えはないのかとの御質問でございますが、道内でも数カ所の自治体が北海道事業の対象者へ、回数、期間、金額の上乗せ及び対象治療の拡大を実施しておりますが、近年、本町におきましては、不妊治療に関する相談等は皆無でございます。町として詳しい資料を今のところ持ち合わせていないという状況でございます。

また、事業を実施している管内の自治体に問い合わせをしてみましたが、利用者から

は、個人のプライバシーの問題などがあると、身近な地元の自治体には相談や申請に行き づらいという声や、治療費が北海道の助成限度額を超えないということもあるようで、利 用申請も北海道事業に比べて下回っている状況であります。

このようなことから、本町といたしましては、妊娠、出産、育児などに対する不安の軽減を図ることを目的に、妊産婦相談、母親学級、両親学級などを実施しながら母子保健事業を進めているところであり、独自に不妊治療に助成を行うためには、いましばらく状況を見守る、見きわめる必要があると判断していることから、現段階では助成の実施は考えておりませんが、今後、さまざまな機会に、国及び北海道に対し、利用者の実態に合った現行制度の改正や、助成金額の拡大などを要望してまいりたいと考えております。ということで、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2番目の御質問の、老朽化した空き家等の対策についてお答えいたします。

遠軽町でもこれまでに数件の危険な廃屋、空き家に関する苦情や要望が寄せられたところであります。しかし、これらの廃屋、空き家は、あくまでも個人の財産であるため、まずは所有者を調査し、確定させた上で、状況を説明して、その対応をお願いしているところであります。したがいまして、遠軽町としての廃屋、空き家対策は、あくまでも個人の財産であるため、所有者にその対応を求めることとしております。

ただ、今回、高橋眞千子議員から御質問いただく直前に、住民生活課には各総合支所を 含めてすべての地域の廃屋、空き家の戸数把握を指示しているところでありまして、今後 は、調査結果に基づき、必要な検討を重ねていきたいというふうに考えておりますので、 御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

〇議長(前田篤秀君) 高橋眞千子議員。

○12番(高橋眞千子君) 今、町長の答弁で、不妊治療に関する相談などは皆無であったという答弁がございました。これは遠軽町のげんき21の窓口に行ったら、不妊治療に関することで相談に来ましたという、窓口はいっぱいありますけれども、どこに行って言っていいかわからないと。私のところには、遠軽町で不妊治療に対する助成が出るところはありますかと、実は4年前に来ました。申しわけありません、遠軽町では助成は出していませんけれども、国の事業として不妊治療の部分がありますと。これは保健所のほうでやっていますので、紋別保健所遠軽出張所のほうで手続はすることになるのですけれども、相談に行ける窓口がないところから始まるのではないですか。私も女性ですから、私は子供にも恵まれましたし、そういった不安とか、いろいろな部分で悩むこともございませんでしたけれども、こういうふうに悩む女性が最近多いのです。皆さんも報道などで十分見聞きしていると思うのですけれども。そして、晩婚化も進んでいることから、若いうちはまずお金をためてとか、いろいろなことをしてというのはありますけれども、ある程度の年になって子供が欲しいなというとき、できないときには、やはり治療していかなければならないのだろうと思うのですけれども、遠軽町の今の窓口に不妊治療の相談をしや

すいというのでしょうか、そういった配慮が、私はそこからほしいと思うのです。助成をしてくれという先に、あの大きな窓口で、済みません、不妊治療のことで相談に来ましたと言える場所がない。ですから、女性の虐待とかいろいろありますよね、窓口相談。そういった感じで、ここの窓口だったらそこは聞けるよという、入っていった窓口に全くそういったところがありませんから、多分、そういうところから、まず入り口から、相談に行ける場所がないのですよ。そういったところをまず配慮していただいて、それから、助成についての、道なり国の補助はありますよというのを教えてあげられる場所、そして、今後、これからますます治療にお金が相当にかかるということと、肉体的、精神的な部分もありますので、遠軽町もそういった女性の声を聞いて助成をしていかなければいけないかなという部分の方向に持っていければ一番いいのですけれども、先ほど町長、平均支給決定額13万8,207円というのは、これは平均ですから、かかっている方は、顕微治療などやっていると40万円近くかかりますから、平均して13万8,000円かもしれませんけれども、もっとかかっている方は間違いなくいらっしゃるのです。

そして、遠軽町の助成事業の決定を見ますと、16年度、17年度はありませんでした、このときは10万円の助成があったのですけれども。18年度が3件、19年度が12件、20年度が11件、21年度が11件、22年度が12件、23年度が11件。私が思うには、多分、19年度から12件、11件、11件、12件、11件とありますから、継続して治療を受けていらっしゃるのかなというふうに予想されます。そういったことを考えますと、地元では治療する医療機関もございません。旭川、札幌に前の日から行って治療を受けなければならないということも考えますと、生まれた後の、妊娠、出産、母子保健事業に力を注ぐと、今、町長言われたのですけれども、今、少子高齢化が現実に起きているのですけれども、我が子を自分の腕に抱きたいという女性がいるのですから、そういった妊娠、出産まで行かれた方はいいのですけれども、その前の方の手助けも遠軽町としてぜひやっていくべきではないのかなと私は思うのですけれども、町長、いかがですか。やはり妊娠、出産した後の母子保健事業にもっともっと力を注ぎたいという答弁でしたけれども、今私が言った状況を考えますと、まず妊娠したい方の治療にももう少し目を向けていただきたいというのが私の切なる思いなのですけれども、いかがでしょうか。

〇議長(前田篤秀君) 松橋保健福祉課長。

〇保健福祉課長(松橋行雄君) 議員御質問の最初のほうになりますが、相談窓口の関係でございますが、げんき21、以前にできた際に、議員のほうからも、女性に対する相談窓口はないのかというような御質問がございまして、私どもとしましても対応いたしまして、玄関先、それから案内看板等に女性の相談窓口という形で掲示させていただいているところです。

それから、うちのほうの窓口のカウンターにつきましても、一番近くに保健師を置きま して、それ以外に看護師等もカウンターの近くに置いております。それから、一番窓口の 男性のほうにつきましては、なるだけソフトな職員という形で、対応をやわらかくというような配慮をしながらやっているつもりでございます。

確かに不妊治療だけに限れば、なかなか言いづらいという点もあるとは思いますが、その点、私どもの保健師のほうに一声かけていただければ、かなりこれに対しては本人の考えとか、御夫婦の考えだとか、非常にデリケートな問題でございますので、そういう相談等があった場合につきましては、個室でお話を聞くとか、そういうプライバシーに関しまして配慮をしながら対応していきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

〇議長(前田篤秀君) 佐々木町長。

〇町長(佐々木修一君) お子さんがおられない、欲しい、つくりたいけれどもおられないという方の気持ちは私も十分理解しているつもりでございますし、実際、私の身近にもおりますし、理解しているつもりでございます。

ただ、先ほど来、申し上げましたけれども、町としてもこれについての詳しい資料も持ち合わせておりませんということもあります。それともう一つは、私としては、こういった不妊治療だけではなくて、町政を預かるスタンスとしては、やはりすべてのことに、住民の方の要望にはこたえてまいりたいです。ただ、全体のバランスとの兼ね合いも非常に重要だと考えております。不妊治療に対する助成は、今、全くないわけでもございません。そして、例えば不妊治療だけではなくて、ほかのいろいろな医療行為についても、保険外で相当数自己負担されている方もおられますし、そういったことも総合的にやはり考えていかなければ、こういった補助なり助成に関してはそういったバランスを十分検討しなければいけないと思います。そういった観点で、今のところはこの場ですぐ、わかりましたということは言えないということでございますので、御理解を願います。

〇議長(前田篤秀君) 高橋眞千子議員。

○12番(高橋眞千子君) 先ほど遠軽町の不妊治療の助成を受けている数を申しましたけれども、紋別保健所管内でいきましても、遠軽町が16年度から23年度で60人いらっしゃるのです。紋別市で23人ですよ。いかに遠軽町で子供さんを欲しいと思っている方が多いのかなと私は思っております。そうであれば、何とか少しでもこの方たちに手助けができないのかなというふうに、紋別、佐呂間、遠軽、湧別、滝上、興部、西興部、雄武町ですけれども、遠軽が断トツなのです。ほかのところは1桁であったり、紋別市で23人ですから、遠軽町はお子様が欲しくて治療を受けている方が多いのだなというのが切に感じられるのです。そういったことから、今回一般質問させていただきましたし、不妊治療の助成に対する市町村単独助成事業は、今、道内で38市町村が、回数であったり、期間であったり、金額であったり、対象の拡大をされております。その中でも、東川町は女性の町長さんでいらっしゃいましたから、回数も制限ありません。それから、お金も制限なかったです。かかった分は全部うちのまちで見ますよというふうな、女性町長のときにはそういう事業でも、申しわけないのですけれども、女性の気持ちが多分わかって

くれたのだろうなというふうに私は理解しております。帯広、十勝管内というのでしょうか、大体市町村に全部女性議員がいるのですけれども、全部の町村で不妊治療に対して、金額、期間などの上乗せがありました。まだまだ女性の力が足りないのだなと、私はここで痛感しておりますけれども、本当に自分の手に子供を抱きたいという女性が遠軽町にこれだけいるのですから、何とか少し時間をかけてでも検討をしながら考えていただければ、町長の言う町民にやさしいまちづくり、そして少子化に対しても、少しでもこの治療によってお子様が生まれることを望んで、不妊治療の部分、さっきの答弁では、何か不妊治療に対しての部分はまだなかなか手をつけていただけないような答弁として私は受けとめましたけれども、妊娠、出産、母子健康のほうにも力もどんどんそそいでいただきたいですけれども、こういった部分のほうにも目を向けていただければ、遠軽に住む女性、これから子供を産もうとしている女性にも力になるのではないかと思います。ぜひともこういった、先ほど町長は道内で数件のというふうにおっしゃっていましたけれども、38市町村ございますので、そういった部分も頭の隅に置きまして、今後の検討に持っていっていただければと思います。いかがでしょうか。

〇議長(前田篤秀君) 佐々木町長。

○町長(佐々木修一君) 結論としては、先ほどの御答弁のとおりでございます。ただ、 高橋議員も今おっしゃったように、今後いろいろ検討してほしいということですので、そ れについては私も全くそのとおりでよろしいかと思っております。

ただ、一つ、女の方がどうのこうのというのは、私は違うと思いまして、子供が欲しいのは、やっぱりお父さんも欲しいのでありますから、余りそういうような議論はちょっとどうかなというふうには思っておりますのと、38市町村、これは多くとられている。私は逆に、なぜ38しかないのかなということで、これは、私も先ほどお答えしましたけれども、やっぱりほかとのバランスもどうなのかなというようなことも、ほかのまちでもいろいろ悩みながら今いるのではないのかなというふうに思っておりますので、そういったことを御理解いただきまして、今後、これらに向けての検討もしていかなければいけないのかなというふうには思っております。そういうことで御理解願います。

〇議長(前田篤秀君) 高橋眞千子議員。

〇12番(高橋眞千子君) 確かに私、女性の部分でと話してきましたけれども、御夫婦の部分ですので、今の町長の言った部分はわかります。どこのまちでやっているから遠軽町もやりなさいというのでは決してございません。ただ、数的に見て、いろいろ調べて、いろいろな話を聞いた中で、遠軽町でこれだけ治療を受けていらっしゃるのだったら、何とかという気持ちが先に立っておりますので、先ほどの答弁のままでいって、その後、これから検討していただく部分もあるのかと思いますので、ぜひとも前進をすることを希望しております。

それで、二つ目の老朽化した空き家等の対策についてでございます。

地域の戸数を今把握している状況ということを答弁されております。まだ数は全然わ

かっておりませんね。4地域の部分で空き家がどれだけあってという部分はわかりませんか。

- 〇議長(前田篤秀君) 渡辺住民生活課長。
- **○住民生活課長(渡辺喜代則君)** お答えします。

まだ今の時点では詳しい戸数が把握できている状況ではありません。

- 〇議長(前田篤秀君) 高橋眞千子議員。
- **〇12番(高橋眞千子君)** 数年前でしたら、家を空けるときに、家財道具を全部片づけていかれるというのがほとんどだったかなと思うのですけれども、最近は家財道具を全部置いて、東京に子供さんがいるからあちらにいらっしゃった、あるいは1人で住んでいらして、亡くなったので家財道具はそのままという住宅がたくさん見られるのです。そういった部分が非常に怖いなと私は最近思うのです。窓は見えるし、中には全部家財道具があるし。そういったときに、今までは何でもなかったけれども、今後、子供が入ったり不審者が入って住みついたり、火を使ったりとか、そういった部分を考えますと、全く家が崩れそうでだれも近寄らないというのと違って、そういった本当にきれいな家に家財道具を置いているという部分がたくさんありますから、そういった部分をどういうふうにしていったらいいのだろうなと。個人の家だから手はつけられないというのはわかるのですけれども、やっぱり早急に所有者にそういった不安をきちっと町から言うべきではないのかなと私は考えるのですけれども、どうでしょうか。
- 〇議長(前田篤秀君) 渡辺住民生活課長。
- **○住民生活課長(渡辺喜代則君)** お答えします。

議員もおっしゃるとおり、あくまでも個人の所有の財産ということでありますので、行政の側としては、例えば隣近所からこういうのが気になるとか、ちょっと危険だよとか、そういうお話がありましたら、こちらのほうとしてもどなたにお話をしたらいいのかというのを調べた上で、そちらのほうに、こういうお話が来ていますということで、御理解をいただいて対応していただいているという現状でありまして、それを超えて、空き家になったから即というのは、ちょっと現実的には対応できないというのを御理解いただきたいと思います。

以上です。

- 〇議長(前田篤秀君) 高橋眞千子議員。
- **○12番(高橋眞千子君)** これに関して、空き家等の対策についての条例をつくっているまちもありますし、北海道的には、空き家の条例ではございませんけれども、北海道景観条例ですか、その中にちょっと触れられている部分も、空き家、廃屋などについては触れられていなくても、廃屋については良好な景観の形成を著しく阻害していると認められる建築物に分類されるというふうに言われておりますけれども、こういった部分を考えますと、あくまでも個人のものだから、個人のものだからと、ずっと空き家をふやしていくということは、決して遠軽町のためにもよくないと思いますので、こういった条例などを

つくりながら、空き家の所有者などと話していくというのも大事なことではないかと思う のですけれども、そういった考えはございませんか。

- 〇議長(前田篤秀君) 渡辺住民生活課長。
- **○住民生活課長(渡辺喜代則君)** お答えします。

今現在の状況としては、まだ条例が必要な段階までは来ていないのかなと。といいますのは、皆さんやはりお話をした段階で対応していただいているというのが現状でございまして、また、聞いているお話では、条例の中で、例えば行政が代執行するような、そういう項目を備えつけているようなところもあるというふうに聞いていますが、結果的にそういう危険なものについて代執行を実施しても、なかなかその所有者の御理解が得られなくて、そこにかかった経費が結局は行政が負担をしているというような、そういう状況もあるというふうに聞いておりますので、必ずしも条例化することがすべての解決にはならないのかなというふうにも受けとめているところでございますので、そのように御理解をいただきたいというふうに思います。

〇議長(前田篤秀君) 高橋眞千子議員。

○12番(高橋眞千子君) 国土交通省から空き家再生等推進事業の概要と、空き家再生 等推進事業活用のすすめということで、24年でしたでしょうか、出て、25年でこの事業が終わってしまうのですけれども、こういった事業をどんどん町民に知らせていくべきではないかなと思うのです。こういうのがわかれば、補助が出たり、ありますから、こういった部分、広報などを通して、あくまでも個人でやる分ではなくて、地方公共団体で話を進めていくことになるのかもしれませんし、先ほど学校の空いたのとか、ふぁーらいとの空いた部分とかもありましたけれども、これも活用事業のタイプに入るということですから、時限立法ですけれども、こういった部分が出た段階で、即こういうのを活用できないかとか、そういった部分をもっともっとやっていかなければ、町はお金ないのですから、国から出る補助金、2分の1あれば、もっといろいろなことができるのではないかなと思うのです。そういった部分を活用するということを考えたり、広報を通して皆さんにお知らせするというようなことは考えられないのでしょうかね。

〇議長(前田篤秀君) 高橋総務部長。

○総務部長(高橋義久君) 今、高橋議員の、広報等という部分がありますけれども、基本的にこの事業につきましては、地方自治体が個人の方に補助をすると、そういう部分について国から町にお金が出るということですから、町が施策としてやるのであれば、当然、広報等で周知をすると、そういうふうにはなると思います。また、いろいろな活用の仕方も、当然、後の利用が決まれば、有利な制度を町として探して、やはり少しでもお金をかけないような形でやっていくということは当然考えております。そういうことで御理解いただきたいと思います。

〇議長(前田篤秀君) 高橋眞千子議員。

〇12番(高橋眞千子君) 日ごろいろいろな部分で思うのですけれども、私たちも知ら

なすぎる部分があるのですけれども、こういうのがおりてくるのは自治体ですよね。自治体の職員は何人かは目を通してわかるのでしょうけれども、私たち町民は、こういう部分は全くわからないのですよ。ではどうやってこういうのを利活用するのですか。国土交通省などからいろいろなものがどんどんおりてきますけれども、どうやって私たちは知って、どうやって利用したらいいのでしょうかね。自治体のほうで動いてくれないと、私たち町民はわからないという部分がたくさんあるのですけれども、どうなのでしょう。私たち議員もいろいろな資料を取り寄せて、いろいろなことをやっています。でも、どうなのでしょう、では議員がどんどんどん動いて、そちらの行政側は、議員がどんどん持ってきて、これやれ、あれやれと言ったのを、ではやりますかと動くのですか。逆ではないですかね。両輪ですから、どちらでもいいのですけれども。

〇議長(前田篤秀君) 高橋総務部長。

○総務部長(高橋義久君) 今おっしゃられた部分、当然、町としてやる部分と、国の施策がありますので、国の中で町民の方が利用できるものについては、例えば太陽光とか、そういうものについては当然町としてもPRしていますし、やはりその辺はおりてきた段階で、これが町民の方に施策として、国の制度を利用できるものについては広報等でPRしていくというのは当然のことだと思いますし、町としてできるものについては、当然、おりてきた段階で、原課のほうで、やはりいろいろな制度、これは本当に使えるかどうかという部分も含めて、それは内部で検討してからの話だというふうになりますので、その辺、御理解いただきたいと思います。

〇議長(前田篤秀君) 高橋眞千子議員。

〇12番(高橋眞千子君) それでは、今のところは条例もまだつくる体制はありません、それから、廃屋、空き家はあくまでも個人のものなので、今のところ手をつけられませんということで理解するしかありませんか。これでもし冬、つぶれて、隣の家のほうに影響があったとかといったときも、これは個人の問題で済ませるようになりますか。私はそれが一番怖いなと思っているのですけれども。

〇議長(前田篤秀君) 佐々木町長。

○町長(佐々木修一君) この問題の根本というのは、先ほど来ありますけれども、個人の財産にどこまで関与していいのかということなのです。であるから、今、全国でまだほとんどやっている自治体ないですよ。なぜかというと、どこの自治体もそこがポイントになっていて、これは学者も入って、いい、悪いとなっているのです。だから、確かに国はいろいろな制度を出してきます。厚さにしたらこんな高さになるのではないでしょうかね、毎年毎年。

これもちょっと話ずれますけれども、全部町民に見せるのかといったら、またそれはどうかなと思いますし、ですから、高橋議員、最後におっしゃいましたけれども、お互いにそれは議員さんのほうからも、こういうのがあるから町としてやったらいいのではないのというのが今の話であって、そういうことだと思うのです。

話を戻しますと、なかなか今、議論の最中でありまして、非常にこれは根本的な話になると思うのです。行政とは何ぞや、どこまでやればいいのだと。さっきの不妊治療の話もちょっと絡むかもしれませんが、そこはやっぱり我々、十分これから考えていかないと、町のあり方から国のあり方から、非常に大きな問題を実ははらんでいるということだと思うのです。でありますから、最初、担当も私も申し上げましたけれども、まずはいろいろ調査もいたします。その上で考えますが、一つは、何回もしつこく申し上げますけれども、そういった根本的に非常に大事な問題が入っているということを十分御理解いただきたいと思います。

O議長(前田篤秀君) 以上で、高橋眞千子議員の質問を終わります。 1時まで、暫時休憩します。

午前11時55分 休憩

午後 0時58分 再開

○議長(前田篤秀君) 休憩前に引き続き、会議を開きします。 通告4番、岩澤議員。

〇9番(岩澤武征君) -登壇-

通告に従って、2点について伺います。

1点目は、就学援助制度についてですが、就学援助制度というのは、小中学校の児童生徒で、経済的理由により就学が困難な方に対して援助を行い、義務教育を円滑に実施するという制度です。学用品費、新入学準備費、校外活動費、修学旅行費、体育実技用具費、通学費、医療費、学校給食費、日本スポーツ振興センター掛金が対象となっていましたけれども、2010年度にPTA会費、クラブ活動費、生徒会費の3項目が追加されました。今年度、配布された遠軽町就学援助制度のお知らせには、追加された3項目は入っておりません。国は交付税に入れているということなので、学校の実情、実態を確認して、これらの費用についても給与すべきだと考えますが、どのように判断しているのか、伺います。

2点目に、全国的ないじめ問題に対する対応についてですが、先日の報道によりますと、2011年度に学校側がいじめを把握した件数はおよそ7万件であったということが文部科学省の問題行動調査でわかりました。また、自殺者については、過去25年間で最多の200人に上りました。大津市の中2男子、熊本県八代市の中3男子は、それぞれの教育委員会がいじめが原因と報告をしています。

これまで全国的に起きているいじめ問題については、事件が起きないと警察は受け付けず、学校は、遊びだった、気がつかなかった、知らなかった、教育委員会は、報告がなかったという、責任逃れのような対応が多く、被害者からは、二重、三重に苦しめられたという声がありました。いじめで苦しむ子供や親の声をしっかりと受けとめる先生や学校や教育委員会の姿勢と、問題解決への仕組みが何より今求められております。

《平成24年9月21日》

全国的に起きているいじめ問題について、教育委員会としてどのように受けとめている のでしょうか。また、遠軽町内の学校におけるいじめの実態について伺いたいと思いま す。よろしくお願いします。

以上です。

〇議長(前田篤秀君) 河原教育長。

〇教育長(河原英男君) 一登壇一

岩澤議員の1番目の御質問であります、就学援助制度についてお答えいたします。

就学援助制度とは、文部科学省が定めた要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育 就学奨励費補助金交付要領に基づき、北海道教育委員会の指導を仰ぎ、各市町村が実施し ている事業で、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者及びこれに準ずる準要保護者 に給与するものであります。

議員御質問の、平成22年度から給与の対象費目となりましたPTA会費、クラブ活動費及び生徒会費の3費目につきましては、文部科学省の要綱では、ほかの費目と異なり、PTA会費につきましては、PTA活動に要する費用として一律に負担すべき経費、クラブ活動費につきましては、児童生徒全員が一律に負担すべきこととなる経費、生徒会費におきましても、生徒会費として一律に負担すべきこととなる経費となっており、一律に負担すべき経費について対象とすることとなっております。

町内の小中学校において、これらの経費の負担方法はさまざまであり、例えばPTA会費におきましては、免除制度があったり、児童自立支援施設入所者の会費は他の家庭と異なっていたり、クラブ活動費などは、他の学校との合同チームのため、その都度徴収していたり、生徒会費などは徴収していない学校があったりと、実態はさまざまであります。これらのことから、各学校の均衡を図り、給与することは難しいことと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、2点目の御質問であります、全国的ないじめ問題に対する対応についてお答えさせていただきます。

中高生の自殺が相次いでいる中、特にいじめ問題につきましては、依然として大きな教育課題であると認識しております。いじめはどこの学校にもあり得るという認識のもとに、あらゆる機会を通して、早期発見、未然防止に努めているところでありますが、現実にはいじめに気づいてあげることだけでも極めて難しいことであります。

その中にありましても、学校は、すべての子供たちが明るく楽しく学校生活が送れるよう、一丸となって取り組んでいるところであります。この問題の解決のためには、学校だけではなく、家庭でも子供をしっかりと理解し、社会全体の問題として、その解決に取り組むことが大切だと考えているところであります。

本町のいじめの問題の実態把握につきましては、北海道教育委員会のいじめの問題の実態把握及びその対応状況等調査実施要領に基づき、6月に調査を実施いたしました。その結果、各学校が認知したものと、それ以外の場で把握したいじめの件数は、小学校で4

《平成24年9月21日》

件、中学校で6件の計10件であります。そのうち、現在までに解消したいじめの件数は 7件でありますが、その他の事案につきましても、引き続き子供たちやその保護者と面談 を行うなど、解決に向けて学校と教育委員会がタイアップして全力で取り組んでいるとこ ろであります。

教育委員会といたしましては、今後も教育専門相談員などを中心に、学校とも連携を密にし、いじめの問題の未然防止、早期発見、早期対応を基本に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

- 〇議長(前田篤秀君) 岩澤議員。
- ○9番(岩澤武征君) それでは、再質問させていただきます。

1点目の就学援助費についてです。今、教育長から答弁ありました。確かに追加された PTA会費、クラブ活動費、生徒会費、これについては私も学校に伺ったところ、集めているところ、集めていないところ、あるいはPTA会費についても、免除しているというようなことを伺いました。一律に支給するというのはできないという答弁でしたが、文部科学省としては、追加することになった理由として、これらの活動が教育の一環であると。それから、生活保護制度で既に支給しているということを理由にしていますので、今後、もうちょっとそれぞれの学校の実情を聞いて、支給できるものであれば支給すべきだなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

〇議長(前田篤秀君) 藤江教育部次長。

○教育部次長(藤江敏博君) 確かに3費目につきましては、生活保護ではもともと支給されているものに教育扶助として支給されているもの、また、21年度から新たに支給されたもの、それが全部で3費目です。

今回出されますのは、準要保護の部分のものが新たに補助金の項目に追加をされた。これは目安として、準要保護は今、一般財源ですから、そこから出せますよということで追加された項目です。ただ、一般財源とされたということにつきましては、交付税算入の基礎数字になるということで私どもはとらえております。

それで、先ほど言いました一律に支給するということにつきましては非常に難しいなということで、他の費目につきましては補助基準単価があるのですが、どの町村も大抵その補助基準単価までが限度として支給しているのですけれども、遠軽町におきましては、その補助単価を超えて、例えば全額支給している費目もありますので、その辺でカバーをしていきたいと思います。そのほかに、就学援助だけでなくて、一般の生徒につきましても、例えばスポーツ振興センター掛金ですとか、医療費もそうですけれども、そのほかに校外活動費、それにつきましては全生徒を対象にしておりますので、その辺を勘案してこれからもやっていきたいと思っております。

以上です。

〇議長(前田篤秀君) 岩澤議員。

○9番(岩澤武征君) よくわかりました。

それでは、次、認定にかかわってちょっと伺いたいと思いますが、ある学校で困っているという例なのですが、親が離婚して実家に帰ったと。年とった両親がいる。この場合、この片親の収入だけで認定するのか、それとも同居することになった祖父母の収入、これも含まれるのか、この点についてはいかがでしょうか。

- 〇議長(前田篤秀君) 藤江教育部次長。
- **〇教育部次長(藤江敏博君)** 基準につきましては、生活保護基準額というのがございまして、これは世帯です。その生活保護基準額に、準要保護の場合は1.5倍までの部分について、いろいろあります。家族数ですとかいろいろなものがありますので、簡単には言えませんけれども、それで対象としております。

以上です。

- 〇議長(前田篤秀君) 岩澤議員。
- ○9番(岩澤武征君) 祖父母の収入も含まれるということですね。子供から見たら、おじいちゃん、おばあちゃんになるのですが、片親で、どうしても仕事をしても収入がないという親御さんの収入に、たまたま行く場所がなくて、事情があって親御さんのところへ行ったと。それを世帯と見なして、祖父母の収入も認定の基準にするというのはちょっと酷ではないかなと思うのですが、どうなのでしょうかね。制度がそうなっていると言ってしまえばそれまでなのですけれども、家族のやっぱり実態、親子の心情などもよく考えて、事情を聞いて、何とかする、配慮するということはできないのでしょうか。
- 〇議長(前田篤秀君) 藤江教育部次長。
- ○教育部次長(藤江敏博君) 基準は基準としてありますし、その他という部分では、例えば当該年度でいろいろな事情が起きたということになれば、それにつきましてはいろいろありまして、倒産しただとか、急に家族が病気になっただとか、そういうときに限り、相談には応じますけれども、それもかなり難しいと思いますが、そういう部分での支給できる範囲はあります。

以上です。

- 〇議長(前田篤秀君) 岩澤議員。
- ○9番(岩澤武征君) 当人が子供を連れて独立するかどうかは、それぞれ事情がありますけれども、本当に臨時的に、何カ月かいるという状況、それが4月1日現在ですか、あの調査は。4月の中ごろまで、27日でしたかね、提出期限が。その先、すぐ出るかもしれないという状況であっても、その時点での家族構成ということで見るのでしょうか。その辺の事情を勘案するということはできないのでしょうか。
- 〇議長(前田篤秀君) 藤江教育部次長。
- **〇教育部次長(藤江敏博君)** 事実が起きた時点で勘案することはできます。ただ、それを最初から、変わるかもしれないのにやることは難しいと思います。
- 〇議長(前田篤秀君) 岩澤議員。

〇9番(岩澤武征君) わかりました。ぜひ、制度は制度なのだけれども、情のある取り 扱いをしていただければなというふうに思うのですけれども。

最後にこの問題で、教育委員会が配布している就学援助のお知らせというのを出されているのですが、対象となる世帯について、認定の目安として箇条書きで書かれています。しかし、これだけではなかなか自分が該当するかどうかわかりにくいと思うのです。僕も見せていただいたのですが。それで、ほかのまちでやっているように、およその金額、モデル世帯として、2人世帯ではおよそ収入どのぐらい、3人世帯、4人世帯、5人世帯まで書いているのですけれども、そういうおおよその自分の家の収入の金額、これぐらいまでの人は該当しますよという例示をしているのですよね。それで、そのまちでは、就学援助の普及率というか、それが26%あるのです。遠軽の場合は18.2%ですよね、昨年度。そういう親切さも必要かなと思うのですが、そういうことも追加して来年度からはやる、明示してあげるということはいかがでしょうか。

- 〇議長(前田篤秀君) 藤江教育部次長。
- ○教育部次長(藤江敏博君) 認定基準がかなり複雑なものですから、学校のほうに問い合わせていただくように保護者の方には連絡をするように、学校のほうにお願いしているのです。その時点でいろいろうちのほうも相談に乗りますということで、非常に金額だけ明示してもかなりちょっと難しいのです。非常に書きにくいものですから、改めて対象になるようであれば学校のほうに相談していただくよう、そちらのほうを重要視していきたいなというふうに考えています。

以上です。

- 〇議長(前田篤秀君) 岩澤議員。
- **〇9番(岩澤武征君)** やるほうは、教育委員会のほうはそれのほうがいいかもしれないけれども、見るほうは、やっぱりある程度数字があったほうがわかりやすいのですよね。 ぜひ検討していただきたいなと思います。

続いて、いじめ問題に対する対応ということで……。

〇議長(前田篤秀君) 岩澤議員、答弁。

藤江教育部次長。

○教育部次長(藤江敏博君) 先ほども申しましたけれども、なるべく正確なものをうちのほうとしても誤解されないように出したいものですから、簡単な数字ですと出せるのですけれども、果たして、来たのに当たらなかったなどという話になると、これまた後から言われる原因になりますので、その辺はちょっと検討させてもらいたいと思います。

以上です。

- 〇議長(前田篤秀君) 岩澤議員。
- **〇9番(岩澤武征君)** 多少増減がある、当たらないかもしれないということを文章には 書いてありますから、そういうことをただし書きにすれば、そんなに怒らないと思うので すけれども。

続いていじめ問題に対するということで伺いたいと思います。

実態として10件あると。そのうち解消したのが7件、そのほかの件についても解決に向けて今努力しているという報告だったのですが、先日、NHKでは、兵庫県の高校の事件を取り上げて、消えない隠蔽体質というテーマで報告をしておりました。大津市の問題は、当初、教育長が、学校内のいじめではなく、家庭内に問題があったのではないかという見解を発表しまして、非難を浴びてしまったのですが、その後、いじめの事実が判明して、市長が遺族に謝罪しました。そして、学校や教育委員会の調査は不十分だということで、第三者委員会が設置された。その中の委員の1人は、教育委員会は相当に問題ありと、教育委員会の対応を非難しました。これは皆さん報道で御存じかと思うのですが。大津市の教育委員会は、本当のことを知りたいと苦しんでいる遺族の気持ちを考えないで、ただ自分たちの責任逃れをしようとしたと私は思うのですが、そこに問題があったと思います。このような大津市の教育委員会の対応について、どのように受けとめますか、教育長。

〇議長(前田篤秀君) 河原教育長。

○教育長(河原英男君) 議員お尋ねの、大津市の事案についてどう受けとめているかということについては、個人的な見解としては持ち合わせておりますが、教育委員会の見解として申し述べることはいかがかと思います。それで、差し控えさせていただきたいと思いますが、一般論として、大津市の事案に限らず、全国各地で発生している子供のいじめ問題に関する事例から、私どもも、それから学校も、それから親御さんも、そして地域の方々も、たくさんたくさん学ぶものがあるだろうと、私はそう受けとめています。したがって、それらが気軽に交流し合う、学び合う、そういう機会を、かた苦しいものではなくて、さまざまな寄り合い等で率直に出し合える、そういう地域づくり、町長初め今取り組んでいますので、教育委員会としてもそういう方向で学校とも地域ともかかわってまいりたいし、学び合ってまいりたい、こんなふうに考えているところであります。以上です。

〇議長(前田篤秀君) 岩澤議員。

○9番(岩澤武征君) 教育委員会としての立場で言えないというのは理解できます。一般論として今言われたようなこと、お互いに学び合うというのは大事だなと思うのです。 そこで、小学生の自殺問題では、遠軽町においても遺族からの訴えによって裁判になる事案があります。係争中の事案でありますから、具体的な争点は別として、遠軽町教育委員会の対応として、この大津市教育委員会に見られるような事実の隠蔽などという問題はなかったのかどうか、ここだけはっきり。

〇議長(前田篤秀君) 河原教育長。

〇教育長(河原英男君) お尋ねの件でありますが、私どもももちろんでありますし、町内の学校にも機会あるごとにお願いしていることでありますが、いじめが発生する、このことは、一面、避けて通れない現実であります。したがって、それを隠すとか隠蔽すると

か、あるいはあったことをなかったこととして報告するということは、厳に慎んでいただきたいし、問題は、そうした事例を認知して、学校として、教育委員会としてどう対応するか、どう対応したかが、今まさに問われている、そういう受けとめで対処してまいりましたし、これからもそういう姿勢を堅持してまいりたいと考えております。

以上です。

〇議長(前田篤秀君) 岩澤議員。

○9番(岩澤武征君) 学校として、あるいは教育委員会としてどう対応するかという、 そのことが本当に問われた、この一連の全国でこんなに大きくなったいじめ問題の教訓か なというふうに思うのです。そういう対応を、真摯な、あるいは誠実な対応をしてこな かったことが、この事件が全国的ないじめ事件として大きくなってきた、大きな原因の一 つでもあるのかなというふうに私は受けとめております。

文部科学省がいじめの問題への取り組みの徹底についてという通知を平成18年に出しております。これは既に各学校にもおろされているものだと思いますけれども、全国の教育委員会、あるいは問題が大きくなった県、あるいは市町村の教育委員会は、この通知の内容を無視しているのかなというふうに思えてなりません。この通知の内容は、一つに、早期発見、早期対応についてとして、一つ目に、早期発見に努めること。二つ目に、特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応すること。三つ目に、事実関係の把握を正確かつ迅速につかまえること。四つ目に、保護者からの訴えには謙虚に耳を傾けること。五つ目に、正確な情報提供をし、事実を隠蔽することは許されない。こういう内容になっています。

さらにこの通知では、教育委員会は、学校や保護者からいじめの訴えがあった場合には、当該学校への支援や当該保護者への対応に万全を期すこととしております。文部科学省も、今、教育長が言われたように、いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得る問題であることを十分認識することと言っております。学校への支援体制、教育委員会としての誠実な、そして迅速な対応を可能とする組織的な体制を整えておくことが今要求されているのだと思います。

今後、遠軽町からは1人の犠牲者も出さないために、どのような体制づくりをするのか、どのように取り組むのか、考えがあれば伺いたいと思います。教育長並びに教育委員長、できれば御答弁いただければなと思いますが、よろしくお願いします。

〇議長(前田篤秀君) 河原教育長。

○教育長(河原英男君) お尋ねの件でございますが、冒頭のお答えの中にも触れさせていただきましたけれども、学校を挙げてという、その意味合いは、授業を担当している先生、あるいは学級担任をしている先生、あるいは副担任の先生のみならず、公務補の方も、日常の業務を通して子供の姿を見る機会はたくさんございます。直接的に指導に当たる職務でない方も含めて、養護の先生も、事務を担当される先生も、教頭先生も校長先生も含めて、子供と限りなく近づいて、私が遠軽にお世話になってから、校長先生方にお願

いしているのは、校長室を子供たちが自由に出入りできる雰囲気をつくっていただきたい。ある学校では、出入りする子供たちのちょっとしたしぐさ、一言のつぶやきから、あれっ、というサインを感じて、早期に対応した例も実はたくさんあります。したがって、私たち教育委員会としても、決して敷居を高くすることなく、学校には折を見て顔を出し、先生方の様子、そして子供たちの様子を私どもも私どものできる範囲で実情把握に努めたいし、お互いに気軽に相談し合える、そういう関係をより強固なものにしていきたいものだと、そんなふうに考えているところであります。

以上です。

- 〇議長(前田篤秀君) 富永教育委員長。
- **〇教育委員長(富永史朗君)** 今、河原教育長がお答えしましたけれども、できるだけダブらない部分で、私なりに今思っていることを申し上げたいなというふうに思います。

先生方は鈍感であってはならないのです。敏感でなければならない。今、教育長が、つぶやきだとかいろいろなことを言いましたけれども、そのとおりであります。割合、聞き逃しというのが先生方はあるのですよね。だから、敏感になれということが1点。

それから、アンケートはあてになりません、はっきり言って。なぜか。子供は正直に書くと、あいつが書いたためにばれたのだということで、いつ仕返しを受けるかわからないという状況が生まれる可能性がある。したがって、アンケートをとった結果、うちではいじめがないのだという過信に陥っては大変なことが起きます。私は、体験から言って、そうだというふうに思っています。

それで、もちろんアンケートでわかった部分についてはそのとおりでよろしいのですけれども、アンケートをうのみにしないということが1点と、ほかの議員さんもいらっしゃいますので、具体的に申し上げますけれども、例えば中学校あたりは、授業が終わると、先生は職員室に一たん帰られる。そして次の、今2年生だったけれども、次は3年生の教室へ行くからというので、3年生の教科書を準備をして、また出かけていく。しかし、もう少し突き詰めて考えると、2年生のA組が1時間目で、2時間目はB組へ行くという場合は、簡単に言うと、職員室に帰る必要はない。休み時間に子供たちと一緒に、子供たちの様子を見、話をし、チャイムが鳴ったら隣の教室に移ると、こういうふうに常に子供と一緒にいるというようなことまで考えて生活するのが理想だろうなと思いますけれども、なかなか、私は小学校が長かったから、小学校と比較してそのことを痛切に思っております。できれば中学校の先生は、できるだけ今言ったように子供と長くいる、こういうことに心がけてほしいなと思います。

そういう点で、理論的な話にはなりませんでしたけれども、教育委員として学校訪問等をさせていただく中で、校長先生、教頭先生等含めて、そういう点についても今後お話を し、お願いをしてまいりたいと、こんなふうに思っているところでございます。

以上でございます。

〇議長(前田篤秀君) 岩澤議員。

〇9番(岩澤武征君) ありがとうございます。今、2人からお答えいただきました。本 当に学校ぐるみでやらなければならない、子供たちと対応しなければならない、そういう 状況にあるのですけれども、先生方の実態というのをちょっとお話ししますと、私も経験 あるのですが、今、先生方は、それこそ評価制度もあるし、それから、いろいろな調査、 道教委からの調査があります。何かぎりぎりぎりぎり締められているような状況があるの ですね、先生方に聞くと。以前ほど開放的でない。自由にものを言えない。あるいは、職 員会議もパソコンでやると。職員会議の議題も、紙ではなくてパソコンでやるから、みん なそっちを向いているから、顔を合わせて話し合うこともないという学校もあるようで す。こういう状況で、教育長言われたように、先生方が一体になれと、その気持ちはわか るのだけれども、なかなかなれない状況があるのです。今、休み時間の対応にしても、中 学校の先生方は本当に忙しそうですね。小学校もそうですよ。だけど、小学校の先生方、 僕が見ている間は、休み時間も一緒になって外へ出て遊んでいる先生もいます。そうでな い人もいますけれども、学校全体が今、ものすごい息苦しい状態になっているのです。そ れを開放する任務は教育委員会にあるのではないかなと僕は思うのですが、ぜひ先生方が 自由に学校でものが言えて、自由に討論できて、そういう雰囲気づくりをするために何が 必要かということを教育委員会はぜひ学校に、あるいは管理職、教頭、校長さんたちにも 指導して、今、教育長言われたような、学校ぐるみでこの問題に取り組める状況をぜひつ くっていただきたいですが、どうでしょうか、最後に。

- 〇議長(前田篤秀君) 河原教育長。
- ○教育長(河原英男君) お答えさせていただきます。

教育委員会が、あるいは教育長が、あるいは教育委員長が、学校に対して、あるいは教職員に対して指導するという、そういう意味合いはひとまずこちらに置く必要があるのではないか、私はそう思います。指導するのではなくて、学校が抱える問題、課題をともに受けとめる。つまり共有する、共感する、そういう関係を築きたいというのが私の夢であります。それに向けて、微力ながら努力したいと思います。

以上です。

- 〇議長(前田篤秀君) 岩澤議員。
- ○9番(岩澤武征君) やめようと思ったのですけれども、ぜひ共感できる学校、ともに目指してほしいのです。今、ある学校の教頭さんに聞いたら、これは文科省を通じて、道教委、教育委員会通じて来るのでしょうが、調査物だとか報告物が多くて参っていると、こういう話を聞きました。そういう意味でも、ぜひ教育委員会で処理できる問題は学校におろさないで、学校の現場は非常に忙しいと悲鳴を上げている実態があるのです。そういうことで、私、今申し上げたのですが、ぜひそういう努力もひとつしていただいて、今、教育長が言われたように、学校と一緒に共感できる、そういう環境づくりを努力していただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。(発言する者あり)
- 〇議長(前田篤秀君) 河原教育長。

- **〇教育長(河原英男君)** 貴重な御指摘ありがとうございました。努力したいと思います。
- 〇議長(前田篤秀君) 以上で、岩澤議員の質問を終わります。

通告5番、阿部議員。

〇14番(阿部君枝君) 一登壇一

通告書に従って言わせていただきます。岩澤議員と多少重複するところがあろうかと思いますが、私として、質問させていただきます。

大きく二つに分けて質問させていただきます。

一つ目は、新しいがん検診の導入について。

国民2人に1人が発症し、3人に1人が死亡すると言われているがんの早期発見の切り 札ががん検診と言われていますが、死亡原因の約3割を占める第1位はがんであり、主な 発症の部位別は、肺がん、胃がん、大腸がんがトップ3であります。より効率的で効果的 ながん検診について伺います。

(1)として、肺がん検診は胸部 X 線検査が主流となっていますが、長野県松本市では、マルチスライス C T検診を導入しています。これにより、 X 線検査に比べて肺がんの発見率が 8 倍から 1 0 倍上昇し、特に早期がん発見の割合が高く、受診者の苦痛が少ない理由で、検診リピート率が高いそうです。松本市では 3 年に 1 回、費用 7,000円のところ、自己負担は 2,000円としています。そこで、本町においても肺がん C T検診を地域検診や個別検診に制度として導入すべきと考えますが、御所見を伺います。

二つ目として、胃がんについて。

早期発見、早期治療のために、胃がんリスク(ABC)検診という方法がありますが、 この検診は、従来のバリウムを飲むレントゲン法と比べ、食事の制限もなく、わずかな血 液をとるだけで診断が可能で、作業効率もよく、費用も安価で済むのが特徴です。胃がん 対策として、胃がんリスク検診を導入してはいかがかと思います。御所見を伺います。

(3)大腸がん検診について。

京都市では昨年11月から、便潜血検査の受診者数をふやすために、希望者に対して問診票や検便容器の入った封筒を郵送し、検体を返送させる方式を導入しました。その手軽さが受けて、検査の申し込み数は過去最高となったそうです。少しでも我がまちの大腸がん検診の受診率をアップさせるため、郵送方式を導入してはどうかと思います。御所見を伺います。

(4)学校におけるがん教育の推進について。

がんは子供たちの身近な問題になっているにもかかわらず、学校における保健の授業では、がん教育はほとんどなされていないと伺いました。がんに関する正しい知識を伝え、情報の格差を是正するためにも、学校教育においてがん教育の推進をすべきと考えます。 御所見を伺います。

大きな2番、自殺防止対策について。

人の命は何ものにもかえがたいにもかかわらず、児童や生徒を初め若者の自殺が増加しています。

先月28日、政府は、自殺への対策を強化する新たな自殺総合対策大綱を閣議決定し、 自殺について三つの基本認識を示しました。一つ目は、その多くが追い込まれた末の死。 二つ目は、その多くは防ぐことのできる社会的問題。三つ目は、自殺を考えている人は何 らかのサインを発していることが多い。

だれも自殺に追い込まれることのない社会を目指すために、以下の点について伺います。

- (1)本町の自殺防止対策の現状を伺います。
- (2)今後の自殺予防の取り組みについて。
- ①として、メンタルヘルスチェック、こころの体温計を支援対策の一つとして多くの方に知ってもらうために、広報などを利用して周知する考えはありますでしょうか。
- ②として、気づき、傾聴、つなぎ、見守りを行えるゲートキーパーの養成講座により多くの方に参加してもらうべきと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

以上、質問いたします。

- 〇議長(前田篤秀君) 佐々木町長。
- 〇町長(佐々木修一君) 登壇-

阿部議員の質問にお答えしてまいりたいと思います。

まず、一つ目の御質問でございます、新しいがん検診の導入についてお答えいたしま す。

1点目の、肺がん検診にCT検診を導入すべきとの御質問でありますが、肺がんの発見には有効であることから、本町におきましては、既に平成19年度から実施しております。50歳以上の方及び家族に肺がんの罹患者がいる方などを優先して、喀痰検査と同時に実施しておりまして、費用発生のところ、自己負担4,000円、喀痰検査1,000円で利用できます。平成23年度におきましても42名が受診しているところであり、今後も継続してまいります。

2点目の、胃がん対策として、胃がんリスク検診を導入してはどうかとの御質問でありますが、胃がんリスク検診とは、血液検査で胃がんの原因とされるピロリ菌の感染の有無と、萎縮性胃炎の状況をあらわす値との組み合わせで、胃がんになりやすいか否かの危険度を分類するものでありますが、専門家の間でも評価が分かれているようでありますので、関係機関等から情報などを得ながら、導入に当たっては慎重に対応していく必要があると考えておるところでありますので、現段階において導入について考えておりませんので、御理解を賜りたいと存じます。

3点目の、大腸がん検診の受診率をアップさせるため、郵送方式を導入してはどうかと の御質問でありますが、本町の保健活動の中でも、検診受診率の低迷は大きな課題であ り、さまざまな方策で取り組んでいるところであります。

御提案の郵送方式でありますが、大腸がん検診の受診率向上だけに着目すれば効果はあると思われますが、本町といたしましては、他の疾病対策も同じように重要であると位置づけていることから、複数の検診を選択できる現在の方法を継続してまいりたいと考えております。

今後もこのたびの御意見を参考にさせていただくなど、よりよい方策を検討しながら事業を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、二つ目の御質問であります、自殺予防対策についてお答えいたします。

1点目の、本町の自殺予防対策の現状はとの御質問でありますが、本町では、精神障害者支援団体や断酒会、紋別保健所などと協議を行い、平成22年度から遠軽町自殺予防連絡協議会を立ち上げ、その対策に当たっております。

主な活動としましては、紋別保健所の協力を得て、民生委員や老人クラブ会員を対象とした講習会の開催や、健康まつりに展示コーナーを設置するなど、啓蒙活動を実施しております。また、役場職員等を対象にアンケート調査を実施し、その結果の分析を行うことにより、予防対策に活用しております。また、本町では障害者の相談窓口も整備されてまいりましたので、それらの協力を得ながら、保健師の訪問活動などとあわせ、対応に当たっているところであります。

2点目の、今後の取り組みについてでありますが、初めに、メンタルヘルスチェック、こころの体温計について、周知する考えはないかとの御質問でありますが、こころの体温計は、民間の会社と大学が連携して開発したもので、パソコンなどを利用して、個人のストレスのぐあいなどをチェックできるというものであります。一部自治体で導入されているようでありますが、本町としても、町民に周知するまでの資料等持ち合わせておりませんので、現段階では周知は考えておりませんが、引き続き他自治体等の効果等も検証しながら、資料等の収集も行ってまいりたいと考えております。

次に、ゲートキーパーの養成講座についてでありますが、ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことであり、養成講座は、身近な人たちにゲートキーパーになってもらい、適切な対応をしてもらう目的で開催するものであり、さきに述べました民生委員や老人クラブ等の講習会も養成講座の一環であります。今年度におきましても、10月に町内の老人クラブ会員を対象に養成講座が予定されております。今後もさまざまな団体などに働きかけを行ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

- 〇議長(前田篤秀君) 河原教育長。
- 〇教育長(河原英男君) 一登壇一

阿部議員御質問の、学校におけるがん教育の推進についてお答えいたします。

文部科学省の定める学習指導要領には、個々具体的な病気に関する指導の項目はございませんが、小学校の高学年の学習指導要領におきましては、心の健康、けがの防止及び予

防について理解できるようにし、健康で安全な生活を営む資質や能力を育てるとなっております。また、中学校の学習指導要領におきましては、個人生活における健康、安全に関する理解を通して、生涯を通じてみずからの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育てると指導の目標が定められております。

健康教育におきましては、食生活など生活習慣の見直し、食中毒やインフルエンザの予防、あるいは喫煙や薬物乱用が健康を害することなど、それぞれの学年に応じた指導がなされております。

議員御質問のがん教育につきましては、がんのみならず、身近な病気などにつきまして、健康教育の中で、折に触れ指導していただけるよう、校長会、教頭会を通じてお願いをしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。 以上です。

- 〇議長(前田篤秀君) 阿部議員。
- O14番(阿部君枝君) 町長の答弁でありました、遠軽町においても肺がんは既に19年度から50歳以上を対象に、肺がんの罹患者に対してはやっていますということなのですが、私の言っています胸部 X 線検査の弱点というか、なかなか X 線検査では血管や心臓の影になる部分があり、その部分というのが初期的ながんができていてもわからない、見つけにくいと。運がよければ見つかる、見つからないとも聞いております。そんなことから考えますと、今回の肺がん C T検査は、この方法は短時間で精密な三次元の画像を映像することができて、約5ミリ程度の小さながんも発見できるということをお聞きしております。こういう検診をやっていくこと、罹患してからではなくて、やはり今、X 線検査では見つけにくい肺がんを、この検査ですと見つけていける、この点についてはどのようにとらえていますでしょうか。
- 〇議長(前田篤秀君) 松橋保健福祉課長。
- **〇保健福祉課長(松橋行雄君)** 答弁のほうにもございましたが、非常に有効だとは私どもも認識しております。ですから、現在のところ進めている状況でございます。
- 〇議長(前田篤秀君) 阿部議員。
- ○14番(阿部君枝君) 進めているのですけれども、罹患された方に対してという言い方でしたよね。ではなかったですか。済みません。
- 〇議長(前田篤秀君) 松橋保健福祉課長。
- **〇保健福祉課長(松橋行雄君)** あくまでも検診でございますので、なられた方につきましては、医療機関のほうで治療を受けていただくというのが基本だと思います。これは検診でございますので、先ほど答弁にもあったように、リスクとして50歳以上の方がかかりやすい、それから、家族で肺がん等になった方も、病歴の中でかかりやすいというリスクがございますので、そういう方たちを今のところ重点的にやっているという形でございます。希望があれば、それ以外の方でも、現状では1日100人ぐらいまではできるという形に聞いておりますので、現在、去年でいきますと49名ぐらい受けておりますので、

まだ余裕がございますので、その点では進めながらいきたいと思っております。

- 〇議長(前田篤秀君) 阿部議員。
- ○14番(阿部君枝君) わかりました。済みません。

そうしましたら、49名の方ということは、50名くらいの方に余裕があるということでは、もっと受診率を高めるということでは何か考えているのでしょうか。

- 〇議長(前田篤秀君) 松橋保健福祉課長。
- **〇保健福祉課長(松橋行雄君)** 今回、肺がん検診のCT検査につきましては、検診センターのほうの都合もございまして、年1回しか現在のところできていない状況でございます。春と秋の検診につきましては、従来のX線検査という形でバリウムだとかやっておりますが、その際の中で、リスク等がある方について、個別に薦めながらふやしていきたいというふうな対策をとっております。
- 〇議長(前田篤秀君) 阿部議員。
- **〇14番(阿部君枝君)** 確かにX線検査ということで進められているわけなのですけれども、リスクがあるのではなくて、最初からこのCT検診をやっていくという方向性にはなっていかないのでしょうか。
- ○議長(前田篤秀君) 松橋保健福祉課長。
- **〇保健福祉課長(松橋行雄君)** この点につきましては、先ほど言いましたように、検診 センターのほうの検診者のほうの数も少ないですし、すべてにわたってCT検査をすると いう形には現在のところなっておりません。

以上です。

- 〇議長(前田篤秀君) 阿部議員。
- 〇14番(阿部君枝君) わかりました。

次なのですけれども、胃がんについてなのですが、年間約5万人の方が胃がんで亡くなっている現状で、胃がんの特徴は、先ほど町長の答弁にもありました、ピロリ菌、ヘリコバクターピロリという、この菌が原因していることが多いというか、この感染が、大体10歳ぐらいから感染して、現在の感染率では10代では10%以下、50代では50%だと。60代以上になると80%の方が感染されていると、こういうふうに言われています。検査方法というのは、本当に採血による血液検査ですので、胃がんになりやすいかどうかを診断して、胃がん発症リスクの高い人に対して、ピロリ菌の除菌や定期的な精密検査を薦めるわけなのですけれども、遠軽町としては、この辺のところはバリウムをずっとこれからも続けていくという考えなのでしょうか。

- 〇議長(前田篤秀君) 松橋保健福祉課長。
- **〇保健福祉課長(松橋行雄君)** これも答弁のほうで述べさせていただきましたが、この リスク検診というのは、ピロリ菌等がありますと、胃がんになりやすいというリスクがあ るということを判断するという形でございまして、その後、医療機関等で診察なりを受け るという形だと思います。私どもが今やっている検診というのは、X線等を使いまして、

がんがあるかないかというのを検診によって見つけていく、それによりまして早期に発見して早期に治療につなげるというような目的でやっておりますので、議員おっしゃるように、可能性があるだけの検診という形では今のところやっていないという形ですので、従来どおり X線の検診を行っていきたいと思っております。

〇議長(前田篤秀君) 阿部議員。

○14番(阿部君枝君) 最近ではだんだん胃がんで亡くなるというのはもったいない時代だと。胃がんによる死亡ゼロを目指すべきだということも訴えられております。今、回答にありましたけれども、確かにリスク検査ですから、萎縮があるのかないのかという3段階に分かれるわけなのですけれども、そういう検査を血液でやれるということは、非常にやりやすいというか、薦めやすい。こういう胃がんで亡くなる方をいかに減らしていくかという部分では、このピロリ菌のことというのは、遠軽町としてはかなりこういうものがありますよということでは広報というか、しているのでしょうか。

○議長(前田篤秀君) 松橋保健福祉課長。

〇保健福祉課長(松橋行雄君) この検診の関係につきまして、ピロリ菌の云々という形でありまして、この点につきましては、答弁にもございましたが、まだ専門の医療機関なり検診の機関なりで、有効なのだろうかとか、導入に向けてどうだろうかという形で、いろいろ御意見が分かれている状況のようでございますので、私どもとしましては、今の現段階では、これを取り入れるという考えは持っておりません。

〇議長(前田篤秀君) 阿部議員。

○14番(阿部君枝君) 今の段階ではないということなのですが、将来的にはある可能性もあるのかなと思いますけれども、

本当に胃がん、侮れない病気でもありますの

で、そういう保険適用なり、今後そういうことを求めていく運動がどんどん進んでいくのかなと思います。私としては、従来のバリウムを飲むレントゲン法よりも、食事の制限もなくやれる、血液をとるだけで診断が可能という、早期がんの発見率が高いことで、そのことを進めていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

〇議長(前田篤秀君) 村本民生部長。

○民生部長(村本秀敏君) ただいまの検診についてでございますけれども、ここでちょっと御説明申し上げますけれども、今おっしゃっているのは任意型検診と言われている部分なのですけれども、これの有効性も確かにございます。これは人間ドック等でかなりの方、個人的に受けられる分野ではそれなりの効能が出ているということも聞いております。ヘリコバクターにつきましても、胃などで検診、病院に受診された方は一度は聞いたことがあると思うのです。それなりの除去もやっている方もおると思いますけれども、ここで自治体が実施する、あくまでも対策型検診と言われるものでして、これのベース

は、独立行政法人の国立がん研究センターで出しているものですけれども、科学的根拠に基づくがん検診の推進ページ。私どもは自治体ですので、その趣旨は、集団全体の死亡率減少を目的として実施するものを指しておりまして、公共的な予防対策として行われているわけでございます。このため、有効性が確立したがん検診を選択しまして、利益は不利益を上回ることが基本条件となってございます。そのため、我が国では、この対策型検診としまして、市町村が行う住民検診がこれに該当するわけでございます。

もう一つ、胃がん検診ガイドラインというのがございます。この中では、どんな検診が有効かというのをすべて実証してございまして、その中で、先ほど来から出ております胃のX線検診、これが死亡率減少効果を示す相応な証拠があるので、実施することを薦めるということで、A、B、C、D、E、5段階の上から2という評価になってございます。

一方、今話題に上っております任意型検診のいわゆるヘリコバクターの関係ですけれども、これにつきましては、死亡率減少効果の有無を判断する証拠が不十分であるため、対策型検診として実施することは薦められないということになってございます。自治体が選択する場合には、あくまでもこういった学会、論文、専門の研究機関の奨励のもとに実施しているわけでございまして、効果を否定するものではございませんけれども、その趣旨、目的が違うために、私どもはX線のレントゲン検査を続けるという意味でございます。

以上でございます。

- 〇議長(前田篤秀君) 阿部議員。
- **○14番(阿部君枝君)** よく説明はわかりましたが、こういう任意検診であるということですが、オプションで受ければ4,200円ぐらいかかります。やはり発症を何とか早目に見つけるということでは、そういう検診を受けるのに、町として補助をするとか、そういう考え方はありませんでしょうか。
- 〇議長(前田篤秀君) 村本民生部長。
- ○民生部長(村本秀敏君) 個人的といいましょうか、私も実際、ヘリコバクターピロリ菌、2回ほど除去してございます。たしかそれは1回目を終了してから2回目までの間が決められまして、これは保険適用ということで、私は実際、実施しております。ですから、これは保険適用外ということで今おっしゃられましたけれども、ちょっとその点、私、疑問なのですけれども、私、受けましたのはもう五、六年前になりますけれども、保険適用外ということですか。検診で受けたということですか。直接医療機関に行って受診すれば、これは保険適用で受診できますよ。(阿部議員「検診外のあれですね。日常的生活習慣病の、その外のオプション」と呼ぶ)
- 〇議長(前田篤秀君) 暫時休憩します。

午後 2時08分 休憩

午後 2時09分 再開

〇議長(前田篤秀君) 再開します。

先ほど阿部議員が、公明党で署名を集めたという発言がありましたが、それは不適切な 発言で、注意しておきます。

村本民生部長。

○民生部長(村本秀敏君) ただいまのABC検診、先ほど来からお話しさせていただいていますけれども、これにつきましてはあくまでも任意検診、今、そのほかPET検査ですとかいろいろございます。その中の一つとしてとらえているところから、町として助成するつもりはございません。

以上です。

○議長(前田篤秀君) 先ほどの発言ですけれども、一応議長のほうで削除しておきますから。

阿部議員。

- **○14番(阿部君枝君)** 次に、大腸がんなのですが、先ほど本町の、今後このことに対しては検討してまいりますということだったのですが、料金的なことというのは、本当に900円台ぐらいで、1,000円かからない、この便潜血検査というのは安いのですけれども、町民が受診しやすい仕組みをつくることが重要という部分では、もっとわかりやすく広報する必要性があると思うのです。その辺は今後どのようにやっていただけますでしょうか。
- 〇議長(前田篤秀君) 松橋保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(松橋行雄君) ただいまの遠軽町の検診といたしましては、毎年町民の健康カレンダーというのを出させていただいております。その中で、春の検診、それから秋の検診、婦人がん検診というような項目を設けまして、日程等も入れながらやっているところでございます。その中には、特定検診とか基本健診、それ以外に胃がん検診、肺がん、大腸がん、前立腺がん、C型肝炎、エキノコックス等の項目を入れまして、なるだけ多くの方に手軽な検診という形でやっていただきたいということで周知をしているところでございますので、御理解いただきたいと思います。
- 〇議長(前田篤秀君) 阿部議員。
- **○14番(阿部君枝君)** それでは、大腸がん検診もそういうふうな取り組みだということですか、カレンダーの。
- ○議長(前田篤秀君) 松橋保健福祉課長。
- **〇保健福祉課長(松橋行雄君)** 大腸がん検診も、先ほど言った春と秋の検診の中の項目 に入っておりまして、その中で来ていただいて、問診をして、容器をお渡しして、後日、 便をとって出していただくというような形で対応させていただいております。
- 〇議長(前田篤秀君) 阿部議員。
- **〇14番(阿部君枝君)** 来られる方はいいのですけれども、来られない方に対してはどんなふうに対応されているのでしょう。高齢者の方です、受けたい場合に対して。

- 〇議長(前田篤秀君) 松橋保健福祉課長。
- **〇保健福祉課長(松橋行雄君)** これはあくまでも検診でございまして、会場に来ていただいて検診を受けられるというのが基本になっております。それ以外、例えば会場に来られない方につきましては、例えば医療機関のほうで受診をしていただくとか、そういう形で対応していく方法が考えられるのかなと思っております。
- 〇議長(前田篤秀君) 阿部議員。
- **○14番(阿部君枝君)** そうなりますと、受診率をアップしようという考え方からいくと、どんなふうに考えますか。
- 〇議長(前田篤秀君) 松橋保健福祉課長。
- **〇保健福祉課長(松橋行雄君)** この検診につきましては、まちの健康づくり推進協議会等の御協力いただきながら、各自治会に、各班ごとに検診の募集等も回させていただきまして、各自治会のほうの御理解をいただきながら検診の申し込みを受けているところでございますので、そこら辺で、皆さん自分の健康を考えていただいて、申し込んでいただきたいということで考えております。
- 〇議長(前田篤秀君) 阿部議員。
- ○14番(阿部君枝君) わかりました。

先ほどがん教育のことで回答いただきました。がん治療の医療技術はこの30年で非常に大きく進歩してきました。昔はがんになると助からないと思われていましたが、今は治る病気になり、今後は治る人と治らない人、また、情報の格差などで問題が起きています。がんになっているにもかかわらず、正しい知識、認識がないために、適切な治療が受けられないということを招いている人がふえているのも現状であります。

子供たちの周りで、親族の方ががんで亡くなったり、また、子宮頸がんの予防接種などの開始で、がんは子供たちの身近な問題となっているにもかかわらず、保健の授業ではほとんどがん教育がされていないと伺いましたが、その辺はどうなのでしょうか。

- 〇議長(前田篤秀君) 河原教育長。
- ○教育長(河原英男君) お答えさせていただきます。

先ほど答弁の中でも申し上げましたが、がんを、つまり悪性腫瘍のみを取り上げて、その怖さ、あるいは早期治療の必要性などについての指導は、小学校、中学校でも、それのみの指導はされておりません。学校教育における健康に関する学習は、どちらかというと、その病気にかからないために、私たちはどうしたらいいか、どうすべきなのか、あわせて、ふだんの生活、食生活も含めて見直しをしていくということに重きが置かれています。何に気をつければがんにかからないで済むかということについては、学校教育の範疇をやや超えるのではないか、そういう認識を私自身は持っております。ただ、国民の罹患率、それから死亡率も、昨今、がんが占める割合は高くなっておりますので、がんについての学習を学校教育でどう取り扱うかということについては、研究課題になってくるだろうと、そう受けとめています。

以上です。

- 〇議長(前田篤秀君) 阿部議員。
- **〇14番(阿部君枝君)** 本当に義務教育の時代にがん検診、予防の大切さ、今、教育長 おっしゃっていただきましたが、健康の部分から、どうやったら、何を気をつけたらいい のかという部分では、確かに検診や予防の大切さを教えることががん対策の最大の啓発活動になると思います。これは遠軽町長にお聞きしたいのですけれども、ぜひそういうこと も考え、やはりこういう講習会だとか、そういうことを学校の教育の場にすべきではない かと思うのですが、いかがでしょうか。
- 〇議長(前田篤秀君) 佐々木町長。
- **○町長(佐々木修一君)** 学校教育の中の話でございますので、教育委員会と協議しなが らやっていかなければならないなと思っています。やるかやらないかを含めてです。
- 〇議長(前田篤秀君) 阿部議員。
- **〇14番(阿部君枝君)** ぜひ取り組んでいただきたいなと思います。先日もテレビを見ていましたら、女医の方が、中学生を前に、自身の子宮がんの体験を講演されているのがテレビで放映されていました。それには、やはり正しい知識を訴えていくということが大事だということの放映でありましたけれども、遠軽町においても大事な点かと思います。

次、自殺防止対策についてですが、遠軽町としてもいろいろ取り組んでいただいているようですが、この中で、こころの体温計について、インターネット等調べていただいたかなと思うのですけれども、私からは、これは確かにごく一部の自治体でやっているということを強調されていたようですけれども、ちょっと見積もり的なものも聞かせていただきました。導入するに当たっては、一式5万円ぐらい、管理費が12カ月で2万1,600円、これに消費税が加算されるのですが、非常に今、自殺はとにかく多いという部分で、心とうつ対策と自殺予防対策事業という部分では、非常にこころの体温計が導入されている自治体が多いのですよね。悩みを抱えている人に気づいたら、ちゅうちょせずに、こういう場があるのだよということを声をかけていく上でも、こういう広報活動が必要かと思うのですが、いかがでしょうか。

- 〇議長(前田篤秀君) 松橋保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(松橋行雄君) 議員の御指摘のほうのこころの体温計というソフトでございますが、私ども、今、パソコンを開いて見させていただきましたけれども、簡単に今のストレスのぐあいがわかるというような状況でございまして、ただ、その効果については個人差が、受け取り方も含めましてあるのかなと思っております。そのほか、パソコン等開きますと、民間ではさまざまな同様のサイトがかなりあります。中には、例えば子供向け、大人向けから、いろいろなサイトがありまして、それも無料で利用できるようでございますので、こころの体温計に限らず、そのようなもので対応もできるのではないかと思っております。

また、私ども、厚生労働省のほうの薦めのほうでは、現在、心の耳という、同じような

働く人のメンタルヘルスとか、ポータルサイト、こういうものを利用したものを周知してくださいというような形で厚生労働省のほうから来ているところでございます。中身的には同じようなものでございまして、いろいろな検診の中のチェックだけではなくて、いろいろな取り組みについても対応できるものでございますので、私どもとしてはそういうものを周知しながら行っていきたいというふうに考えております。

〇議長(前田篤秀君) 阿部議員。

○14番(阿部君枝君) 今説明ありましたが、このこころの体温計を本年2月から運転使用して、4月から導入された、人口5万人の登別市なのですけれども、ここはやっぱり試運転のときから、運転使用ですか、このときから、4月だけで1,700件、人口等は遠軽町とは違いますけれども、半分以下となりますけれども、5月で約2,200件あり、約3倍のアクセスがあったそうなのです。手軽に活用できるということで、これは東海大学、インターネットで調べたのでわかるかと思いますけれども、この会社では、導入に当たっては、運用、使用期間を経てから決めていただいてもいいですというふうに言っていただいているのです。そういうことを考えられますでしょうか。

〇議長(前田篤秀君) 松橋保健福祉課長。

〇保健福祉課長(松橋行雄君) 先ほども申しましたが、こういうものはいろいろ民間の会社等で出ているようでございます。果たしてどれが有効なのかというのも、私ども、今のところ判断できない状況でございますので、いろいろなサイトを見ながら、今後また勉強していきたいというふうに思っておりますが、今現在、これを入れるというような考えは持ち合わせていない状況でございます。

〇議長(前田篤秀君) 阿部議員。

- **〇14番(阿部君枝君)** それでは、遠軽町の広報というか、ホームページを開いたら、 この心のことに対してというか、そういう問題を抱えた人たちがアクセスできるように なっているのでしょうか。
- 〇議長(前田篤秀君) 松橋保健福祉課長。
- **〇保健福祉課長(松橋行雄君)** 現在のところはそういうようなシステムにはなっておりません。
- 〇議長(前田篤秀君) 阿部議員。
- **〇14番(阿部君枝君)** そちらのほうでいろいろ無料のサイト等調べていらっしゃるのであれば、こころの体温計にこだわらず、遠軽町のホームページを開いたら、自分のよりどころになる、そういう思いを聞いてもらえる、そういう場があるのだということが大事なのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。
- 〇議長(前田篤秀君) 村本民生部長。
- **○民生部長(村本秀敏君)** こころの体温計、心の耳、いろいろあるでしょうけれども、 先ほどから課長も答弁しているとおり、たくさんございます、無料のところが。いわゆる 自治体のホームページはどうあるべきかということの問題にも大きくかかわろうかと思う

のですけれども、もし入れた場合に、興味本位も含めて、本当に困った人も含めて、ログ イン回数がふえるなということは、今想像できます。ただ、そうしたら、本来のホーム ページの役割といったら何なのか。やはりそのエリアに住んでいる地域住民のための公益 のサービス、情報提供であったり、一方方向ではあったりするけれども、これは将来的に 双方向にしていかなければいけないとか、いろいろ課題があると思いますけれども、一般 的に今、携帯電話でもパソコンでも、無料でつなげるサイトがあるにもかかわらず、ホー ムページ上で公費をかけて入れるメリットが、今のところ、なぜホームページに入れるの かなという理由が、ちょっと私ども、協議しても、ちょっとまだはっきりしないのです。 例えば厚労省なり、帯広のもそうですし登別のもそうですし、本町以外の方も皆さん使っ てくださいというメッセージ、当然ありますから。ただ、それがアクセス回数が多ければ いいのかなと。ただ、もう一つ懸念されるところが、あれ、実際に僕もやってみました、 3種類ぐらい。ただ、この結果が出て、私はたまたま何もなかったのですけれども、本当 に悩んでおられる方が、真っ黒になったと。真っ黒になった場合、疑心暗鬼というか、そ れはやはり専門の病院のほうに行かれたらよろしいのではないかなと。かえってそういう 問題もないのかなと、ふっと私、思ったのですよね。ですから、いろいろな見方、方向性 があると思いますけれども、そういったものをまだまだちょっと検証する必要があるのか なと。そのために、現在のところまだホームページ上での導入というのは考えてございま せん。

以上です。

〇議長(前田篤秀君) 阿部議員。

〇14番(阿部君枝君) 部長みずからそうやってやっていただいたのであれば、本当に たまたま部長は何もなかったのでしょうけれども、やっぱり遠軽町の町民がそういうこと をやると言ったらおかしいですけれども、そういうことを薦めてあげられる方向性という 部分では、必要なことかなと思うのですよね。確かに実情が違いますので、当然、そのも のというのはすぐ実行ということにはならないのかと思うのですけれども、でも自殺防止 対策について、ではどういう形で自殺対策を考えているのかなと。遠軽町だってないわけ ではないですし、本当に私自身も身近な方で自殺を考えている友人がいました。本当にそ れはもしかしたらこの人はそんなこと考えているのではないかという、このもしかした ら、絶対あり得ないではなくて、もしかしたらという、そんな思いから、声かけをしなが ら、絶対負けるんでないということを言いながら、やっぱり声かけしていく以外なかった のですけれども、でもまち全体がそういう心を持つということが非常に大事なことかな と。ただ言葉だけではなくて、こういう場もあるよ、こういうところに相談していこうよ という、そういう流れ。先ほど町長は、老人クラブだとか、そういうところの講義はある と。老人の方というよりは、若い方が多いのですよね、どちらかといえば。だからそうい う方たちに対して、そういう対応を今後どのように考えていくのか、お聞かせいただきた V 10

〇議長(前田篤秀君) 松橋保健福祉課長。

○保健福祉課長(松橋行雄君) これからの対応という形でございますが、先ほども答弁の中でもありましたように、障害者等の相談窓口、こういうのも遠軽町のほうで障害者の団体等の協力を得ながら実施しているところであります。その中で、さまざまな精神的な病気だとか、そういうものをお持ちの方に対して、窓口の専門の職員が対応しているというような実績もございますので、そのようなものをやりながら、また、先ほど老人だけというお話でしたが、このような形で若い方という形で、役場職員対象とか、町内の労働団体等の職員等も対象にアンケート調査をしながら、その実績を戻して検討してもらっているというような実績もございますので、また町内の中で、いろいろな団体で、そういう講演なりお話を聞きたいというものがありましたら、紋別保健所等々と連携をとりながら進めていきたいと思っております。

〇議長(前田篤秀君) 阿部議員。

○14番(阿部君枝君) 次に、ゲートキーパーの件なのですけれども、これは自殺対策として、内閣府で自殺対策推進室ホームページの活用というのがあるのです。多分、自殺対策と検索すると出たかと思います。この中にゲートキーパーというものが出てきたかと思うのですけれども、こういうものを宣伝というか、多くの方に、先ほど町長言っていただきましたが、さらにそういうことを進めていただいてやっていただきたいなと思うのですが、最後に町長の考え方を聞かせていただきたいと思います。

〇議長(前田篤秀君) 佐々木町長。

○町長(佐々木修一君) 先ほどの2点目のメンタルヘルスチェックなどもそうですが、対策としてはいろいろありますよね。マスコミから何からでも、新聞も含めて、いろいろなもの、自殺問題について、私のところに相談してくださいとか、出ておるわけです。その中で、やっぱりうちのまちにとっては何が効果があるのかを、やっぱり一つ一つ、先ほどのメンタルヘルスですか、そういったものが本当に効果があるのか、これ以上、そこまでいってもとか。そういうものは、やっぱりこれは私は検証してやっていかなければいけないというふうにさっき申し上げたのです。

そういった中で、ゲートキーパーもまさに、1回目の御答弁で申し上げましたが、老人クラブだけとかではなくて、民生委員さんとか老人クラブさんをまずやっていくわけです。そしてその後に、ほかの多くの団体にも、1回目の答弁でさまざまな団体に働きかけを行ってまいりますと、そういったことで進めていくしかないのではないかと思います。そして、阿部議員さんのおっしゃった、本当にたくさんの、自分の身近な人が周りで気づいて、相談に乗ってあげる、頑張りなよと言っていいのかどうか、ちょっとそれはいろいろ医学的にあるようですけれども、そういったことを含めてやはりやっていくしか手はないのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

〇議長(前田篤秀君) 阿部議員。

- ○14番(阿部君枝君) 今答弁していただきました。最後に、本当に最後なのですけれども、自殺を減らすには、先ほど言いました、地域レベルでの取り組みが切れ目なく継続することをやっていただきたい。これ、町長、お約束していただきたいと思います。いかがでしょうか。
- ○議長(前田篤秀君) もう1回質問して。 阿部議員。
- ○14番(阿部君枝君) 防ぐには、やはり地域レベルのことをやりますということですよね。ですから、切れ目なくこのことというのはずっと継続していただきたい、継続することが欠かせないと思いますので、町長に対しては、それをここでお約束を願いたいなと思います。
- 〇議長(前田篤秀君) 佐々木町長。
- **○町長(佐々木修一君)** お約束というか、一度目の御答弁で申し上げたとおり、こういったゲートキーパーの養成講座ですけれども、こういったものは引き続きこれからもさまざまな団体に働きかけを行いながら行ってまいりたいというふうに考えております。
- ○議長(前田篤秀君) 以上で、阿部議員の質問を終わります。

以上をもって、一般質問を終わります。

2時50分まで、暫時休憩します。

午後 2時34分 休憩

午後 2時51分 再開

○議長(前田篤秀君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎休会の議決

○議長(前田篤秀君) お諮りします。

9月22日から23日の2日間は休日のため、また、9月24日から25日の2日間は 決算審査のため、休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、9月22日から23日まで及び9月24日から25日までの4日間は休会とすることに決定いたしました。

◎散会宣告

○議長(前田篤秀君) 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会といたします。

午後 2時52分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長河田省秀 署名議員 不不信一

- (